

# 環境社会配慮助言委員会

## 第 29 回 全体会合

日時 平成 24 年 10 月 1 日 (金) 14 : 30 ~ 17 : 34

場所 JICA 竹橋合同ビル 8 階 研修室 8B

(独) 国際協力機構

午後2時30分開会

柿岡 それでは、時間になりましたので、何名か遅れている方もいらっしゃると思いますが、開催させていただきたいと思います。

冒頭、事務連絡をさせていただきます。通常、マイクがございますが、本日同時にマイクが二つ使えないという制限がございますので、差し支えなければマイクなしで、必要な場合は一つずつ順番に使う形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。申しわけございません。

それでは、村山委員長、よろしくお願いいたします。

村山委員長 それでは、始めさせていただきます。

最初が案件概要説明済み等のワーキンググループスケジュールの確認ということです。

では、まずご説明をお願いいたします。

柿岡 審査部環境配慮監理課の柿岡でございます。

1枚めくっていただき、助言委員会の日程表を見ていただければと思います。今回、1件、11月16日金曜日に「ベトナム南北高速鉄道建設計画策定プロジェクト（開発調査）のドラフトファイナルレポート」ワーキンググループがございます。担当委員は今のところ清水谷委員、二宮委員、福田委員、松下委員の4名にて調整させていただいておりますけれども、最終確認をお願いいたします。

作本副委員長 すみません。追加させていただいてもいいでしょうか。重要な案件で大分気にかけていた案件なのですが、作本と言います。

石田委員 私も希望します。石田です。

柿岡 では、作本委員、石田委員、2名追加という形でよろしいでしょうか。

それでは、その下になりますけれども、12月のワーキンググループ、12月7日から、年末ぎりぎり申しわけございません、12月28日まで仮にセットさせていただいております。提示するのは今回が初めてでございますので、今の段階で不都合等ございましたら、ご教示いただければと思います。

長谷川委員 11月のところでもよろしいですか。

柿岡 はい。

長谷川委員 長谷川と申します。私、19日に入っているのですが、申しわけないのですが、26日のほうに変更していただければありがたいのですか。

柿岡 では、長谷川委員、11月19日から11月26日へ変更とさせていただきます。

早瀬委員 早瀬ですが、10日の月曜日になっているのですけれども、ちょっとこの日は難しいので、7日でも14日でも結構ですが……。

柿岡 12月7日もしくは14日どちらでも支障がないということでよろしいですか。

では、12月10日、早瀬委員のご都合が悪いということで、7日もしくは14日に変更ということで承りました。

早瀬委員 今決めさせていただいてよろしいんですか。

柿岡 はい。お願いします。

早瀬委員 では、7日のほうで。

柿岡 では、12月10日から12月7日へ早瀬委員の日程を変更させていただきます。

今のところこの日程で準備を進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

村山委員長 スケジュール確認はこれでよろしいですね。

柿岡 はい。

村山委員長 ありがとうございます。

では、今日のメインですが、ワーキンググループの会合報告と助言文書の確定に移りたいと思います。今日は4件ということで、最初の案件がアフガニスタンの「水資源開発プロジェクトのドラフトファイナルレポート」ということになります。

こちらは、主査を作本副委員長にお願いしておりますので、まずご説明をお願いいたします。

作本副委員長 それでは、作本のほうからアフガンの水資源ドラフトレポートについてご報告申し上げます。

ワーキンググループの担当者は、こちらに書かれているように、石田委員、原嶋委員、日比委員、プラス、私であります。9月3日にワーキンググループを開催いたしまして、その後メール審議を行って、最終的には今日、短い文章でありますけれども、11の助言項目にまとめさせていただきました。11の項目はちょっと少ないんですけれども、その前に事業の背景と概要について簡単にご紹介させていただきます。

この事業は、アフガニスタンは内戦がずっとありましたけれども、2001年からJICAが実施してきたいわゆる戦後復興支援事業の一部をなすものであります。そういうことで、都市開発のためにアフガニスタンの開発地区のカブールというところに、ともかく水と電力を供給するというを行うための事業であります。

私どものワーキンググループでは、三つダムができるわけでありますが、とりわけパンジシールダムのドラフトファイナルレポートについての環境社会配慮を中心にした検討を行ったものであります。このドラフトファイナルですが、開発調査の段階でスコーピングと答申案に対するJICAの答えについては、既にこちらの助言委員会の方から16項目を指摘されて、それに対する対応が示されております。

カブール州の水資源の供給につきましては、2006年にJICAがマスタープランづくりで開発調査を行いました。これを受けてアフガン国の政府側が2009年3月に、カブール首都圏開発マスタープランを閣議決定までしております。この中で、初期的な開発の段階においてカブールの都市用水、都市部での水を確保するために、これから取り上げるパンジシールダムからの水供給を既に決定している、そういう前提の下で、このパンジシールダム事業は緊急的かつ優先的に行われる必要があるのだということを頭に置きつつ、周辺にあるサラングダムとグルバハルダムという二つのダムの建設も頭に入れつつ、ドラフトファイナルの内容を検討したということになります。

ただ、今二つ追加して申し上げたサラングダムとグルバハルダムの情報というのはまだ私どものところに正確に届いておりません。というよりも、事業の進捗状況が三つバラバラであります。グルバハルダムというところは、かつてイランがF/S調査を行ったことがあるということは聞いておりますけれども、その内容は定かではありません。また、サラングダムについては、初期調査と言うのでしょうか、IEEの段階、いわゆるプレF/S段階にあるという状態にあります。ですから、私どもにとってはパンジシールダムというのは前面に置いて調査するということです。

次に、パンジシールダムの特徴について、どういう内容かということでありませけれども、この場合は川から直接水を取る、取水ではなくて、川の下流方に位置する扇状地から湧き出した地下水を取水して確保する。これをまたパイプラインで100km離れたカブール市に運ぶというような事業であります。ここではもう既にアセス、EIAを実施しているということでもあります。

そういうことで、今の事業からみて、私どものワーキンググループの議論は次の3点に集中いたしました。一つ目が、地下水からの取水方法はどうかと。これによって扇状地周辺の生態系や農業に影響が及ぶのか及ばないのかということが一つ目。二つ目が、取水の方法と送水方法についてどうか、とりわけポンプ場、貯水池というような施設について、例えば土地収用の必要性があるのかどうかということを確認する必要があるということ。三

つ目が、イスラム圏ということもありますし、ステークホルダー協議がどのような形で行われているのか、実施されているのかということが三つ目に当たります。

この三つのうち最初の取水方法につきましては、集水埋渠というような方法がとられる。具体的には私もあまり詳しくはないのですが、川の底を5mぐらい掘って、管の内側が60cmぐらいの直径というんですか、内径があるものを埋めて、そこから取水というやり方が集水埋渠というやり方で、これを採用するという事だそうです。

取水する水の量は2.39m<sup>3</sup>。毎秒3m<sup>3</sup>ぐらいですから、それほど大きい量ではない。ここを流れているゴルバント川という川の流量全体の3割程度の量であると。また、その周辺の地下水位がどれぐらい下がるのかというと、最寄りの集落で最大7cmから10cmぐらいの低下が起こり得るということでありまして。そういうことから考えると取水量はそれほど多くはないだろうということで、周辺の生態系の変化は起こらないということとは言えませんが、影響も概して小さいものだと考えております。

二つ目の取水の場所にかかる、あるいはパイプにかかるところでありますけれども、ポンプ場の用地取得に関して、40km<sup>2</sup>を取得しなければならないと書いてありますが、これはもう既にドラフトファイナルに対する対応策として示されているわけでありまして、この計画地には住居がない、あるいは、住民移転を生じることはないということが回答として示されております。あと、導水ルートというかパイプですけれども、こちらに関して生ずる影響についても、スコーピングで幾つか代替案を調べたところ、重大な影響なしということが判断結果として出されております。

三つ目、このステークホルダー協議のあり方ですが、取水に関して水利影響があるのかということで、近所の部落、特にこの川の周辺の部落五つと、川岸の反対側の二つの村落、それから、導水管に近い住民というのを中心に実施したと。この場合に重要なのは、イスラム圏ということですから、参加者の人たちが直接この影響を受ける可能性のある人たちなのか、あるいは、代表者だけなのかということになりますと、8~9割の人たちが影響を直接受ける可能性のある村落の人々であったということが報告されております。

今、パンジシールドダムのことばかり申し上げたのですが、残りの二つのダムについては、将来建設される可能性があるかわかりませんが、その方向であるということで、この二つについて若干わかる情報では、サラン川で狩猟というんですか、鳥をとって生計の足しにしているということがありましたけれども、鳥についても山に登ってとるというよりも、水鳥を待っていて捕まえるというような捕獲方式であるということで、ダム工事によって当

面、直接的な影響はあまり大きくないだろうと。また鳥が戻ってくる可能性も高いと。また、魚につきましても、1週間に3kg程度、全員がとるわけではありませんが、その程度で少量であるということでもあります。

以上のような事業の内容と周辺の情報に基づきまして、数は少ないのですけれども、11項目の案を出させていただきました。

案件全体ですが、パンジシールダム の位置づけがいただいた報告書でよくわからなかったということで、三つのサブ事業があって、それぞれ進捗状況が違う中でのパンジシールを特に中心に取り上げるんだということで、全体が見えるような説明をいただきたいというのが1番目であります。

2番目、伝統的な水利権が歴史的に発展しているわけではありますが、水源地住民の同意を得るなどの社会配慮が必要であるということでもあります。

3番目が、先ほどのステークホルダーですが、女性、とりわけイスラム圏での女性に関しては、女性の参加、発言を促すような措置についてきちんと記述する、あるいは、発言内容も記述するということでもあります。

以上が全体にかかわることでありまして、次にパンジシールダムの扇状地から取水することについての助言が五つほどあります。一つ目が、先ほど申し上げた集水埋渠という、5mの穴を掘って、そこから水を取るというやり方があります。この場合に、塩類の集積とか砒素の問題が起こらないかどうか確認すること。

5番目が、特に深刻な干ばつが起こったときには地下位の低位、あるいは既存の水利用に負の影響を及ぼすことが予測され、しかもステークホルダー協議等でも意見として出されておりますので、このような場合の具体的対策、措置について確認しておくということ。

6番目、地下水取水が水位バランスに悪影響を及ぼす可能性を否定することはできませんので、継続的なモニタリングを続ける。そのための体制づくりを行うことが大事かと思いません。

7番目、パンジシール扇状地の地下水を取水することによって、その下流域にある生態系に影響が起こり得ますので、水量の変化をより受けやすいと思われるような動植物のリスト化、今までこういうデータがありませんので、これと想定される影響、あるいは、その緩和策を報告書に反映するようということをお願いしたいと思えます。

8番目、これも先ほど申し上げました取水施設、ポンプ場、貯水池にかかわる土地の利用状況について確認することです。

あと、これから開発されるかどうかわかりませんが、二つの将来のダムについて助言めいたもの、気づいたことを述べておきました。

9番目が、これから行われる将来の二つのダムのアセスにおきまして、将来のためであります。次の三つの点に気がつけたらということでもあります。流域の上下流の生態系への影響、特に魚道の話が今まで出てきておりませんでしたので、これについて将来的には気をつけていただけたらいいのではないかと。それから、ダム湖からのメタンの発生についても注意がありました。あと、導水管を町に100km引きますので、自然環境への影響に注意されたいということです。

10番目が、この二つのダムにおいて住民移転が発生する場合、これについてはまだ正確なデータはありませんので、よくわからないことでもありますけれども、将来においてこういうことならば十分な対策、配慮を行うこと。

11番目、最後でありますけれども、この二つのダム建設においては、特にパキスタンとの間の国際河川の可能性があります。そういうことで国境紛争が起こることは望みませんので、紛争に当たって十分な予防に留意していただきたいということを追加しております。

以上であります。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。

確認ですけれども、この事業は技術協力ですね。

作本副委員長 今回は技術協力です。

村山委員長 開発計画調査型の技術協力ということで、ガイドラインの適用は2004年のもので、従って答申ということになるということですね。

作本副委員長 はい、答申の形です。

村山委員長 いかがでしょうか。

田中副委員長 特に皆さんから出ないようので、ちょっと内容の確認をさせていただきたいと思います。

2番目の項目に関して、「伝統的な水利権」という文言が出てきますが、アフガンでは水利権という仕組みなのかどうか。そういう前提でのコメントだと思いますけれども、そういうのがどういう形で担保されているのか確認したい。これが1点です。「伝統的な水利権」の水利権というのは一体どういう形で担保されているのか。

二つ目の内容確認は4番のところ、集中埋渠方式をとった場合、砒素の問題が発生しな

いかどうかと。ここで砒素ということに言及しているとすれば、砒素の発生が予測あるいは予見される可能性があるのかなと思うんですが、何か地中から砒素がこの水の中に流れ込むという水質データのようなものがあるのかどうかということですね。

その2点を確認させてください。

作本副委員長 最初のほうの「伝統的な水利権」についてわかる範囲で申し上げます。実は、伝統的な水利権についてはまだ十分な調査がなされていないんですね。ただ、逆に水が流れるところで農業をやっていけば、必ず水をいかに分けるかとか利用するかということでルールがあるんですね。それがなければ大変なことになります。水合戦というか水戦争になってしまいますから。必ずしもそういうものがきちんと明文化されているところまでいかないかと思うんですが、何かしらのルールがあるだろうと思ってかかわるのが。例えばバリでも前に水力発電をつくらうとしたことがあります。伝統的な何年もかけたルールがある程度築かれているはずだと思います。ですから、今、田中委員のおっしゃられたような明確な調査はまだなされておりませんので、そういうものを、気をつけてくださいという意味合いでもあります。

村山委員長 よろしいでしょうか。

田中副委員長 はい、わかりました。趣旨としては、むしろ明確な調査をする必要があるという前提をコメントに盛り込んだほうがいいように今のご発言を聞いていて思いました。そのうえで、権利の侵害ですかね、権利を損なわないような、あるいは、損なう場合においては合意形成、ここで言えば同意ですかね。はい、わかりました。

2点目の砒素の問題はどうなんですか。

原嶋委員 今ご指摘の点、調査団のコメントは、現状の認識ではこういう懸念は非常に少ないですけども、最終的にそれを確認することをお願いしたいということであえてコメントを書かせていただきました。

作本副委員長 今の原嶋さんのコメントに追加になるかわかりませんが、ご存知のようにバングラデシュが砒素で。バングラデシュのみならず周辺国でも砒素の問題が騒がれることがあります。今回の調査で砒素が含まれているのかどうか、恐らくまだ十分な調査をしていない可能性もありますね、項目として。ですから、注意を喚起するような砒素ということを入れておくことが何かしらの役に立つのではないかと。南アジアの一部でも出始めているということですから。もちろんバングラに限られておりません。

田中副委員長 EIAが何か先行されてやっていると思いますが、その段階ではまだ調査さ

れていなかった。

原嶋委員 その段階では調査されていません。項目としては入っていなかったけれども、あえて……。

田中副委員長 なるほど、背景はよくわかりました。

原嶋委員 報告書の文言上は一切そういうのは言及していなかったもので、あえて。

田中副委員長 わかりました。

作本副委員長 今いただいた田中委員の文章の変更でありますけれども、このよう文章でいかがでしょうか。「伝統的な水利権の有無について調査を行い、水源地住民の同意を得るなどの社会配慮を行った」と。

田中副委員長 はい、わかりました。

作本副委員長 他の委員の方、いいでしょうか。

村山委員長 よろしいですか。

今日マイクがないので自由に発言がしやすい。そのこと自体いいのですが、記録の方が少し大変そうなので、ご留意いただければと思います。

では、2番については、今の作本主査の修文の形でよろしいですか。

では、他、いかがでしょうか。松本委員。

松本委員 先ほど村山委員長が確認された点に関係するんですが、2004年のガイドラインの適用ということは、これは開発調査であると考えていいんですか。それとも、技術協力プロジェクトになり得るのか。そこだけ確認したいんですが。

村山委員長 この点、事務局、いかがでしょうか。

青木 お答えします。こちら、プロジェクトの開始が2008年の10月以降ですので、開発計画調査型の技術協力という仕組みで実施されております。

村山委員長 スキームが2008年以降変わったということですか。

青木 そうですね。開発調査と技術協力が統合されて、旧開発調査というのは協力準備調査とか他のものに分けられましたと。その一環として開発計画調査型で、ただし技術協力の一つの枠です、という整理がされています。

松本委員 確認したいのは、ガイドライン上は、2004年のガイドラインにはそのような記述がないので、2004年のガイドラインで言うところの開発調査を見ればよいのか、技術協力プロジェクトを見ればよいのかという質問です。

青木 失礼しました。開発調査のところに適用することになります。

村山委員長 開発調査ということですか。そうすると少し発言したくなる場所が出てくるんですが。例えば、10番で挙げている、作本主査からで、「住民移転が発生する場合には」という表現で書かれているように、まだ住民移転の発生そのものもよくわからないという段階でしょうか。その程度の段階で開発調査のドラフトファイナルと呼んでいいのかなという気がするんですけども、そのあたりはいかがですか。

青木 お答えします。今回、主査からもご説明がありましたとおり、パンジシール扇状地から取水するものを緊急性の高いものとして開発調査で扱っております。他方、サラングムとグルバハルダムにつきましては、もう少し遠い将来に実施するものとして、IEEレベルだったか、前半の段階までの調査を行っていたものについてこちらでお見せしたということです。

村山委員長 そうすると、ダム事業についてはプレF/Sという位置づけと考えていいですか。

青木 はい、結構でございます。

村山委員長 いかがでしょうか。

松本委員 その点だけクリアにしたいのは、2004年のガイドラインで言うところのマスタープランなのでしょうか。それともF/Sを見ればいい。つまり、ガイドラインの適用という意味からいくとどちらのプロセスを見ればよいかを確認したいのですか。

青木 端的にはマスタープランです。

松本委員 また文言であれですが、一応、先方政府の出されているペーパーはフィージビリティスタディですよね。でも、JICAとしては、これはマスタープラン段階である、つまり即事業につながるという段階ではまだないという理解でこの技術協力をやられているという理解でよろしいのでしょうか。

原嶋委員 内容的に拝見すると、よくあるマスタープラン、プラスF/Sという形で、大枠の計画と、このパンジシールが優先順位が高いと、パンジシールについては具体的にこうだとかかなり踏み込んだ調査をされているという形です。一方で、サラングムとグルバハルダム事業については内容が乏しくて、今おっしゃったようにIEEレベルで具体性は非常に乏しくて。ワーキンググルでも確認したんですけども、サラングムやグルバハルダムについてJICAが関与する形で実施する場合には、最初からEIAをちゃんとやりますということのようですね。よくあるマスタープラン、プラスプレF/Sという形の理解が、内容的には一番合っているような感じがいたします。あとは、それをどういうふうにガイドライン上位置づける

かはそちらのほうで。

村山委員長 よろしいでしょうか。

田中副委員長 今のところ私はよく理解できなくて、何のことが少し整理しなければいけないんだけど。この環境社会ガイドラインで、今の話だと2004年の話なのか2010年以降の話なのかという問題があるのですが、14ページに協力事業のタイプごとに何をやるかということが書いてあるんですね。14ページの下が開発計画調査型技術協力、多分これに当たるわけですね。この中で要請段階、3の4の1、要請確認段階、3の4の2、詳細計画策定調査段階、ここにマスタープランとかフィージビリティという話が出てきて、最後、3の4の3の本調査段階に至るわけですね。

私の理解と質問は、本案件は今回のこの中のどのレベルに当たるものを扱っているのか、そこで整理してくれるとよくわかるのですが。

青木 厳密には旧ガイドラインのページになるんですけども、今参照されていた15ページで申し上げますと、3の4の3の本格調査段階のマスタープラン調査を適用します。

田中副委員長 それのドラフトファイナルが上がってくればということですか。

青木 はい、そうです。

村山委員長 満田委員、どうぞ。

満田委員 旧ガイドラインを思い出せないでいるんですが、これはこのガイドラインではなくて、この前の2004年のガイドライン適用だということなんですが、マスタープラン段階の開発調査でカテゴリAであるという理解なんですよ。その場合、その中に三つサブプロジェクトがあって、そのうちの一つについては比較的展開が進んでいて、ステークホルダーの範囲がある程度明快であると、そしてステークホルダー協議がされていると。残りの二つについてはまだそういう段階ではなくて、これから住民移転の発生とかステークホルダー対応などもされるという段階にあるという理解なんですよ。

マスタープランのカテゴリA案件の要求事項が、ステークホルダー協議について先送りで、将来担保されればよいという記述だったのか、それとも、それでもある程度ステークホルダー協議をされなくてはならないかという要求事項だったのかによって、対応が違ってくるように思うんです。もし后者であるのであれば、現段階でステークホルダーがわかっていないという状態なのをどういうふうに扱っていいのかというのは、そこは一文加えるなり整理しておいたほうがよいように思うんですが。そこら辺、JICAのお考えとしてはどうなんでしょうか。

青木 サラダム、グルバハルダムについて、住民協議がどのように実施されてきているか、あるいは、いないのかというところにつきましては、私も今、資料を持ち合わせていませんので、業務主管部のほうに確認したいと思います。

満田委員 つまり、JICAの審査部として、旧ガイドラインのマスタープランのカテゴリA要件を確認して、こういう扱いでいいのかどうかというのは確認されたほうがいいように思ったんですが、どうなんでしょうか。この委員会でも……。

村山委員長 原嶋委員。

原嶋委員 事実関係だけを記憶の範囲で申し上げますと、三つ事業がありまして、報告書の記述について申し上げますと、サラダムとグルバハルダムについては報告書の記述は非常に希薄です。要は優先順位が低いということで、その段階でとまっているに近い状態。住民移転が出るということは書いてありますけれども、それがどのくらいとか、その人たちがどういう意見を持っているかということまで、記憶に間違いがあったらあれですけれども、そんなに詳しく書いてはいないという状況が客観的にあります。

事業部さんの説明では、パンジシール扇状地の地下水の優先順位の高い事業によって水が足りない場合には、サラダムの事業、あるいは、グルバハルダムの事業に段階的に着手したいと、そのスケジュール表もお見せになったんですけれども、そういう意向があるようですし。お伺いしたところ、他の国のドナーもサラダムやグルバハルダムに何らかの接触が始まっているということです。少なくとも今回私どもが拝読した報告書については、下の二つの事業についてはほとんど記述がない、優先順位が低いという判断、若干プラスアルファはありますけれども、それ以降はほとんどないというのが客観的な状況です。従って、ステークホルダーミーティングなども当然、フルのガイドラインの条件を満たすような状況にはとてもないだろうと推測できます。

満田委員 つまり、三つのサブプロジェクトを全部やるというものではなくて、優先順位を選ぶためのマスタープランであるということなのではないでしょうか。

原嶋委員 報告書の形式としては、デザブ南地区で水がこういう形で需要が増える。多分この後みんな同じような事業がある。それに水を供給するために幾つかの選択肢があって、それぞれいい点悪い点があって、その中でパンジシール扇状地地下水を優先したいと。それについてはこうこうステークホルダーミーティングが行われて、こういうEIAを行ったというところまでやって、それ以外のところはそこで止まっていると。ざっくり言ってそんな感じですよ。

長谷川委員 本案件はマスタープランのその次の段階ですよ。F/Sと言っちゃっていいわけでしょう。

村山委員長 先ほどの事務局からのご説明だとマスタープランの段階ですね。

原嶋委員 F/Sも入っていますね。

長谷川委員 だって、マスタープランは2009年以降に終わったわけでしょ。そこから優先順位のものを取り出してきてF/Sをやるなり、ちょっと早いなと思ったらプレF/Sをやるなり。マスタープランをもう一度繰り返しているわけではありませんよね。だから、EIAという言葉を使っているわけで。IEEは本当にまだ未熟なやつをやるだけで。

村山委員長 今の点、確認できますでしょうか。

田中副委員長 先ほど私もそれを確認したら、3の4の3のマスタープラン段階だというご説明でした。

長谷川委員 だとしたら、EIAという言葉自体おかしいですよ。IEEレベルでやれという話ですから。

作本副委員長 私の手元に8月25日付けの地球環境部水資源担当の第一課から出された事前評価表、F/S調査となっていますが、その中に1項目、ステークホルダー公開討論協議支援というのが7番に記述があります。そこでは、サランダムについては予備調査、プレF/Sが8月下旬の段階で考えられているというか、そういう判断に立っているかと思います。

松本委員 若干、過去の亡霊を背負っているところがないこともないんですが、私の理解では、かつての審査会のときにはマスタープランはおおむねBになることが多かったと思うんですね。それで本当にやろうというものについては改めてカテゴリAとしてやると。先ほどの原嶋委員のお話を踏まえれば、本来一旦マスタープラン的なBで網をかけ、当該案件のパンジシールについてはプロジェクトとしてAのカテゴリの調査をしているというのが、原嶋委員のご説明から私が想像する流れなんですね。

そうすると、便宜上、最初、マスタープランがあり、この事業についてはカテゴリA案件で、プロジェクトの審査をしているという整理であれば、やられていることの説明はつくんですが、これはマスタープランであると最初に説明されてしまうと、やられていることとの整合性がちょっとつかないと。それで困っているんです。何をやられたかは理解しているんですけども、私たちはガイドラインを見ながらやっていますので、その説明がちょっとわからないのと、ワーキンググループでそのあたりはどのガイドラインをご覧になって助言をされたのかということもちょっと気になっています。

作本副委員長 今回の松本委員のお話ですが、資料を読んでいくうちに、全部をカバーしていないドラフトファイナルの検討だということは薄々みんなわかっていたのですけれども、今おっしゃるような形でパンジシール以外の二つのダムについて同じ並びで検討するという事は、資料がないということもありましたから、実際はできなかったというか、議論には取り上げることはなかったです。ただもやもやとこのまま全部がこれでオーケーになるのか、3件とも全部パスするという事になると、恐らく委員の方全員がもやもやとしながら感じていたはずであると思います。

村山委員長 計画の熟度が高いのはパンジシール扇状地の地下水開発で、これについてはカテゴリAに相当するということがほぼ明確なのでこの助言委員会で扱っている。そうすると、他のダム事業に対して議論ができなくなってしまうので、それも含めるとマスタープランの扱いをせざるを得ないということですかね。そういう理解は可能ですか。

松本委員 ただし、その場合マスタープランはBですね。

村山委員長 ただ、Aになる事業を含んでいると。

青木 今ご説明あるいはご質問いただきました、マスタープランの段階なのか、あるいは、F/Sなのか、あるいは、サブプロジェクトの中で深度に濃淡というか違いがあって、それぞれに対応しているのかにつきましても、業務主管部に確認をさせていただいて、皆様へメールの形でご回答をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

村山委員長 では、その点については情報提供いただいて。基本的な答申の案についてはあまり変更ないかもしれませんが、そのあたりの整理をしたうえで、追加したほうがいいのか、全体の部分に当たる部分で何か項目を入れる必要があるかどうかを、まずワーキングのほうでご検討いただけますか。メール審議でやっていただいてもいいと思います。

作本副委員長 はい、わかりました。

村山委員長 特に必要なければこの形で進めていいと思いますが、もし必要ということであれば委員会全体に一度投げさせていただいて、それで最終的に確定をしていただきたいと思います。

作本副委員長 では、形式については私どもまたメール審議等でやります。ありがとうございます。

村山委員長 というような整理でよろしいでしょうか。

松本委員 ここにこだわるのは異議申立てがあるからなんですね。マスタープラン段階のカテゴリAであればステークホルダー協議はmustです、現地ステークホルダー協議は。従っ

て、サラダムとグルバハルダムについてこのまま話が進んでいった場合、明らかにガイドラインに違反しているという指摘を受けておかしくないですね、もしカテゴリAであるのなら。なので私は気にしているということです。

村山委員長 では、今の点も含めて担当部とご相談いただいて、情報提供をお願いします。

青木 はい、承知しました。

村山委員長 では、この案件についてはこのあたりでよろしいでしょうか。他に何かあれば、よろしいですか。

ありがとうございました。では、第1案件についてはこれで終わりにさせていただきます。

では、2番目ですが、モザンビークの道路改善事業、環境レビューに対する助言案ということです。

こちらは、米田委員に主査をお願いしましたので、ご説明をお願いいたします。

米田委員 それでは、モザンビーク国「マンディンバ - リシंगा間道路改善事業」（有償）の環境レビューに対する助言案についてご説明させていただきたいと思います。

ワーキンググループは9月10日に開催しました。ワーキンググループの委員は、石田委員、長谷川委員、松下委員、柳委員、私の5名です。

事業の概要ですけれども、これは道路の改善事業と書いてありますが、既存の道路の拡幅・舗装事業になります。それに橋が2カ所、架け替えが加わります。

「マンディンバ - リシंगा間」という事業名になっていますが、実際はマンディンバ - リシंगा間約160kmあるんですけれども、この道路をアフリカ開発銀行とJICAで分担して、JICAの担当部分は北側の約85km、マサングロ - リシंगा間がJICAの担当部分になります。アフリカ開発銀行とほとんど同時進行で事業は進んでいまして、事業としてはこの「マンディンバ - リシंगा間道路改善事業」という一つの事業ということになるそうです。

この事業は、2009年に環境社会審査会でスコーピング案に対して答申が行われています。それに基づいて、2010年2月にフィージビリティスタディの報告書が出ていまして、その報告書が今回資料として私どもが拝見した資料に入っています。2011年に借款の要請があったということで、ガイドラインは2010年4月のガイドラインということになります。その後、今言いましたフィージビリティの報告書は2010年2月に出たんですが、それから2年かけて相手国からEIAの報告書とRAPの案が出てきたという状況で、今回、環境レビューが行われる段階になったということです。

環境レビューの段階でこの助言委員会に助言を求める理由を確認しました。一つは、前回

のF/Sの報告書からかなり時間があいているということと、古いガイドラインではスコーピング段階のみの答申ということで、ドラフトファイナルレポートの段階はなかったということで、今回、審査を行うに当たってその審査のポイントへの助言を助言委員会のほうで出してほしいというお話でした。

助言は21あります。全体事項としましては、今申し上げたようにアフリカ開発銀行とほぼ同時進行しているということで、その連携を緊密にとってくださいということです。あと、環境レビューということで、助言の中身はほとんどが「確認すること」という表現になっています。

それから、2番、代替案の検討ということですが、代替案がEIAの報告書に書かれているんですが、そこには二つしか書いてなかった。先ほど申し上げるのを忘れたんですが、私どもが拝見した資料が、EIAの案は英語の文章で、モザンビークなので本来の文章はポルトガル語なんですね。それを英語に訳したものを拝見しているんですが、最終版ではなくて、最終版の完成前のかかなり不完全な状態の報告書の英語版であったということがあります。

そのドラフト段階の報告書では代替案が二つ書いてあったのですが、実際に説明を伺うと実は代替案が三つあって、英語版には書かれていなかった三つ目の案が採択されたということだったので、そのあたりを確認することというような形の助言にさせていただきました。中身は道路のクリアランス幅の検討というような中身でした。

それから、環境配慮についてですけれども、3番から6番までは自然環境に関連する内容ですが、植栽については在来種を用いるという基本方針。

それから、4番のゾウの回廊への影響が、審査会の段階でのスコーピングへの答申の中でかなり懸念されていた内容だったので、結果としてフィージビリティスタディでわかる範囲で詳しく調べていただいた結果が出ています。それを受けてEIAの報告書があるわけですが、EIAの報告書では対策が必要だと書いてあるんですけれども、その具体的な内容が書かれていないということで、それを確認することという助言になっています。

それから、5番は、小型・大型哺乳類の生息状況を調査し、基礎資料とするように申し入れることと。本当はそういう調査をしてほしいという助言にしたいんですが、もう環境レビューの段階であるということで、「申し入れること」という助言になっています。

6番も、哺乳類の生息地域であることが確認されていて、フィージビリティスタディのほうではいろいろな影響が懸念されていますので、それに対して緩和策が確実に実行されるように申し入れることという助言になっています。

それから、助言の7から11までは汚染対策に関する助言です。7番としては、環境緩和策が一応EIAの報告書に書かれていますので、それが計画段階、工事中、供用後の各段階において確実に履行されるように配慮し、必要な場合には追加的な措置を講ずるように確認すること。

それから、8番としては粉じん対策の水まきの話なんですけれども、85kmの道路すべてではなくて、集落の周辺というような影響を受ける地域に重点を置いて効果的に確保されるように、具体的にマニュアルを整備するなどの配慮を行うよう確認すること。

9番は大気汚染の部分ですけれども、現在の交通量、それから、フィージビリティスタディの中で予測している将来の交通量でも日本の基準には達しないという予測にはなっているんですけれども、交通量は増加していくことが予想されているので、総合的な自動車排ガス対策の必要性について助言すること。

10番は、水質への影響や対策についても確認すること。

11番は、橋の架け替えに伴う廃棄物の処理、リサイクルに配慮するように確認することという内容です。

12番は、少し漠然とした表現ですけれども、フィージビリティスタディの報告書の中で書かれている影響予測、緩和策が十分にEIAの中に反映されていないので、これからつくるという環境社会管理計画及びモニタリング計画に反映するように要請することという助言です。

それから、社会配慮のほうですが、13番、RAPなんですけれども、これもいただいたものがまだ最終版ではなかったということで、被影響住民の具体的な数を把握することが向こうでは慣習的にあまり行われていないようで、その部分が未完成であったということで、最終版を確認することという助言になっています。

14番は、人口流入に伴う問題が生じないような配慮を行うように確認すること。

15番は、住民移転、農地・収穫物補償、生業維持等について適切な対応がなされるように確認することという助言です。

それから、16番は、HIVとかAIDSの対策は環境モニタリング計画によって対応することですが、その環境モニタリング計画自体を私どもは見えていないので、十分な配慮を行うように確認することという助言です。

17番は、交通事故が増加することが予想されますので、交通安全教育を行うと言っているという説明でしたので、その内容を確認することという助言です。

18番から20番、モニタリングについてですけれども、18番は交通事故のモニタリングで、人の他に家畜、野生動物の交通事故についてもモニタリングを行って、必要に応じて対応するように確認すること。

それから、19番は、実際にモニタリングを実施する人、専門家の具体的な分野や投入量を確認すること。

20番が、モニタリングにかかわるスタッフの語学力や技術の向上が必要だと書かれていますので、その見とおしや実現性について確認すること。

21番は、ちょっと別の内容になるんですが、今、モザンビーク国で技術協力プロジェクトで道路の維持管理能力向上というのが行われているんですけれども、そのプロジェクトを利用して、実際にはそのプロジェクトは首都のほうで行われていますので、かなり離れた場所ではあるんですけれども、本事業の行われるニアッサ州での道路の維持管理能力向上にも貢献するような協力を検討してくださいという助言です。

以上です。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、何かお気づきの点がありましたら、お願いします。満田委員、どうぞ。

満田委員 ワーキンググループの委員の皆様に対するコメントではなくて、JICAにお尋ねしたいんですが、環境レビューという最終段階に当たって委員の方々に提供されるべき情報量が非常に少ないということが危なさを感じています。今も何度か米田主査のご説明の中で、例えばモニタリング計画については見ていないとか、あるいは、EIAも案だけ、代替案が三つある中で採択された案が委員に提示されていないということは、環境レビューに関して助言する委員会としての責任も果たせませんし、何よりこれから環境レビューを行うJICAさんとして、そういう状況で環境レビューしちゃっていいのかということだと思います。

それから、ちょっと気になるのは情報公開の面で、提示された資料はEIA（案）と書いてありますが、環境ガイドライン上は環境レビュー前にEIAについては承認された承認文書もとらなくてはいけないことになっていますよね。あと、RAPも、確か案の段階でよかったと思うんですが、公開しなくてはならなかったと思います。ですから、ガイドライン上この案件が環境レビュー前にJICAとしてやらなくてはならないこと、情報公開しなくてはならないことがきちりなされているのかどうかというのがちょっと不安と言いますが、大丈夫なのかという気がしているんですが、そこら辺いかがなんでしょうか。

米田委員 よろしいですか。

村山委員長 米田委員。

米田委員 情報公開の件ですけれども、私どもがこの文書をJICAからいただいた時点で、あるいは、ワーキンググループの時点でEIAのポルトガル語の最終版とそれの承認文書はWebで公開されていました。ただ、残念ながら私どもはポルトガル語がわからないので、提供された英語版のドラフトを見たということです。ただ、ドラフトの英語版には載っていない図が、「次は何とか」と書いてあるんだけど、その文書には入っていないという図が、Webから落としたポルトガル語版のほうには同じ図の番号で入っていたという状況なので、これは翻訳に係る技術的な問題、あるいは、時間的な問題なのかと理解したんですけれども。

満田委員 私はワーキンググループの委員の皆さんが大変なご苦労をしたんだろうなと想像するんですが、環境レビューという最終の段階で、例えば、今ホームページを拝見しているんですが、住民移転計画（案）についても、私が発見できないのかもしれないんですが、とりあえず公開されていないんですよ。それから、助言委員会に対して最終案を含んだEIAなどが渡されていない状況で、助言委員会が助言をできるのかどうか。それから、モニタリングについても渡されていない段階で。つまり、すべてこれから協力準備調査をやるとか、かなり前の段階でこれからこうしましょうということを申し入れるというか助言するような、全部、先に預けるようなタイプの助言しかできないということは非常に危ないと言いますが、助言委員会として責任を持った助言を行えるのかなというのが正直疑問を感じた次第です。

村山委員長 一つ、手続上の問題がクリアされているかという言及があると思います。もう一つはワーキンググループへの情報提供の十分性ですね、これは手続とは別だと思えますが。今の二つの点を中心に何かコメントがありましたら、事務局からお願いいたします。

平 EIAにつきましては、2012年の3月にモザンビーク側で承認されているんですけれども、さらにリバイズをしているということでしたので、「案」というふうにしてしまったんですが、オフィシャルなプロシジャーにおいては承認されています。

RAPに関しては法律上承認というプロセスはありません。JICAの公開についてはしたつもりでいたんですけれども、確認して審査までには確実に公開するようにいたします。

環境管理計画、モニタリング計画に関しましては、助言委員会の後に提出を受けまして、確認をしてコメントをしている最中という状態にあります。

村山委員長 それはワーキンググループに提供されていない。

平 それは出していませんでした。タイミング的にちょっと遅れてしまったので。

村山委員長 提供していただくことは可能な状態ということですね。

平 EIAに入っていたものは要約みたいな感じになっておりまして、その詳細版を後からもらったという状態ですので、提供することは可能です。

村山委員長 わかりました。通常であれば、その状態であればワーキンググループには提供していただくというのが適切だと思います。

平 はい。

田中副委員長 今回の確認で、今日お配りいただいている1枚目、助言案検討の経緯のところで、配布資料というのがありますね。配布資料の1)「環境レビュー方針」から始まって、2)EIA(案)、3)RAP(案)とありまして、今のご説明は、2)、3)はモザンビーク政府のほうで作成された文書であると。そして、これは提供されたということですね。それで、4)の協力準備調査最終報告書、これはドラフトファイナルだと思いますが、これはJICA側でつくられていると。

平 ドラフトではなくてファイナルです。

田中副委員長 そうですね、ファイナルですね。それから、5)の審査会助言対応表もJICAの事務局で作成されているわけですね。

平 はい。

田中副委員長 「環境レビュー方針」というのはJICAがつくられたわけですが、JICAは2)、3)、4)、5)に基づいて準備されたと思うんですね、そういう理解でよろしいですよ。

平 はい。

田中副委員長 そうすると、助言すべき対象は1)の「レビュー方針」で、2)、3)、4)、5)というのは、それに伴う付属資料という理解なのでしょうか。あるいは、ここも含めて。つまりEIAというのはモザンビーク政府でつくられているんだけど、承認済みのものであれば、コメントはできるけれども、変更するわけにはいかないからということで。私の理解では、「レビュー方針」というJICAがつくる方針に対して助言をする。それに関して、その助言が適切なものであるかどうかという確認を助言委員会が、2)以下の文章を用いて確認する。そういう手続でよろしいですかというのが私の質問です。

河野 おっしゃるとおりだと思います。「レビュー方針」に基づいて助言をいただいて、それ以外の資料についてはご確認のためにお出ししているという位置づけかだと思います。

満田委員 もちろんそうなんですけど、同時に、助言委員会としては環境ガイドラインに基

づいて助言を行うので、例えば情報公開が環境ガイドラインに基づいて行われているかどうかということも、もし行われていないとすれば、気がつけばそれは助言するべきだと思っ  
ているんですね。今のご説明だと、EIAはオフィシャルにはファイナルなんです  
が、その後リバイズされたというご説明だったと思うんですが、いずれにしても  
三つの案のうちの三つ目と言いますか、最終的な案が助言委員会には示  
されていない。ポルトガル語での最終報告書は出ているけれども、でも英  
語版にはなっていないという段階にあるわけですね。

何で私がこだわるかと言いますと、昔、ADBと、当時JBICが協調融資したス  
リランカのある道路案件がありまして、それが住民移転で非常にもめまして、  
最終的に住民が裁判を起こしたような案件があったんです。ADB側でも大  
変な問題になったんですが、そのときにEIAのスコープが大変問題になり  
まして、その幅ですね。要は、今までのADBとかJBICの説明では、ステ  
ークホルダーではなかった人が立ち退きの対象になってしまって非常に  
もめた案件もあったわけです。

つまり、最終的なスコープというのは実は非常に大事でして、それに基づ  
かないEIAが、ひょっとしたらJICAの人はポルトガル語は読めて環境レ  
ビューできるのかもしれないんですが、少なくとも助言委員会には示さ  
れていないというのはどうなんだろうということと、もう一つは手続面  
で、今の段階ではWebサイトでは住民移転計画については公開されてい  
ないというのは、やはり公開されるべきであると。その二つの点で不安を  
持っているということですね。

一つの対応としては、ここに書いてはあるんですが、ワーキンググル  
ープに出されたEIAがどういうものであったのかという注記を加えるとい  
う案もあると思います。

平 今のスコープの話と関連すると思うんですけれども、代替案1と2、  
3のところでは漏れているのではないという懸念があったのかと想像しま  
して、追加で説明させていただければと思います。

確かにEIAのほうでは1と2しか書いていません。委員の皆さんにお出  
ししたEIAの中では1と2としか書いておらず、実際には3ということにな  
っているんですけれども、これはルートが変わったとかではなくて、先  
ほど米田主査からもご説明がありましたけれども、道路の幅の検討の違  
いで1と2ということをしていまして、最終的に選ばれた3は1と2の中  
間というか、区間でちょっと幅を変えたりという意味で、1と2の混合  
案で3ということになっています。その意味もありまして、今回のEIA  
とRAPについては、影響を受ける人たちがその協議のプロセスや検  
討のプロセスから抜けているということはありません。

以上です。

村山委員長 それは修正されたEIAの中ではちゃんと位置づけられているということですか。

平 そうです、説明はなされております。

村山委員長 わかりました。

田中副委員長 ちょっといいですか。その修正されたEIAはいつ、モザンビーク政府から公表されたものがあるんですか。

平 公表されているものがありまして、こちらには既に文書が承認されたものがありますので、それをどういう形で置き換えるかというのは審査中に確認したいと思うんですけども、内容につきましては、実際の状況に合ったものを最終版としていただくようお願いしたいと思っています。

田中副委員長 先ほどのEIAレポートは2012年3月に政府で承認されていると。ところが、その後修正されているということですよ。

平 修正を加えています。

田中副委員長 ですから、修正されたEIAというのはいつ公表あるいは承認されたんですか。

平 修正されたものを新たに承認するというプロセスはないそうです。

田中副委員長 では、単にそういう報告書が出たということですか。

平 報告書が出た？

田中副委員長 修正報告書というのは出たんですか。修正EIAレポートというのは出たんですか。

平 修正されたものを冊子としていただいたかと。

田中副委員長 冊子なりあるいはそういう文書が出ているんですか。つまり、JICAは何で確認したんですか、この修正された内容を。

平 こちらに新たに出されたものです。

田中副委員長 送付を受けたということですか。

平 そうですね。データでいただきました。ですので、最終的に公表されているものが実際の状況に合ったものかどうかというのは審査時に確認します。

田中副委員長 それは正式な文書ですか。

平 正式な文書です。承認されたものです。

田中副委員長 いやいや、修正されたものの文書をファイルでいただいたというんですが、それは正式な文書ですかということです。

平 そうです。

田中副委員長 それは担当局の考えとか担当者の考えというのではなくて。

平 違います。環境省にも出され直していると伺っています。

田中副委員長 そうすると、正式な情報が提供されないで審査に入るというのはよろしくないですよ。

平 はい。

田中副委員長 つまり、このワーキンググループなり助言に諮問がなされる段階で正確な情報が提供されるべきですよ。

平 はい。

村山委員長 少し整理をしたいんですが、修正されたEIAというのは改めて手続を踏む必要のない程度の修正であって、そのために新たにEIAの手続を踏む必要はなかったと、そういうことですね。

平 はい。

村山委員長 それからもう一つ、満田委員からあった情報公開の点ですが、いつの時点で情報公開されているべきかというのが少し明確でない気がしています。JICAとして環境レビューを行う前であれば、ワーキンググループなり助言委員会が開かれる前後どちらでもいいということになりますか。この点についてはまだこの委員会ではあまりきちんと議論したことがなかったので、今確認できればしたいんですけども。難しければまた別の機会でも。

河野 我々の理解では、JICAが環境レビュー審査ミッションを派遣する前にしかるべき書類を公開すればいいということで、必ずしも助言委員会とはリンクしていないと理解しています。

村山委員長 そういう整理でいいということですか。

河野 はい。

松本委員 つまり、助言委員会のワーキンググループやこの委員会に間に合わないでもいいという意味でJICAがとらえているということですね。助言委員にはRAPもEIAも出さないでも、実際自分たちは環境レビューミッションを出す前に公開すれば、ガイドラインを満たすんだからそれでいいというのが、JICAのお考えだということですね。

河野 いえ、そうではないです。

松本委員 そういうわけではないですか。

村山委員長 私が整理したことはそういう意味ではなくて、助言委員会に対しては、持ち得る情報はできるだけすべて出していきたい。ただし、JICAとして情報公開というのは、一般に公開するその時点がいつかということですね。

満田委員 このガイドラインの議論の中で環境レビューがいつ始まるかというのは何度か話されたように記憶しているんですが、必ずしも環境レビューというのはアプレイザルを指すのではなくて、明確なJICAさんのお答えはなかったと思うんですが、JICAが協力準備調査を終えてアプレイザルの準備に入り、助言委員会にもかけという、この一連の幅のある期間を環境レビューと呼ぶというふうに、何となくぼんやりとしたご説明を伺っていたように記憶しているんです。アプレイザルを含む割と幅のある期間であるというふうに何度か繰り返されていたように記憶しているんです。

ですから、必ずしもアプレイザルの直前に、前日とかに公開すればいいということではなくて、なぜRAPの案なりEIAなり許可書を公開するかという意味合いを考えると、公開することによっていろいろなパブリックレビューがされて、関心を有する人が見てJICAに意見を言ってくるかもしれないと。それをなるべく早くキャッチしたいからということで、環境レビューの前の公開ということになっていたはずなので、今のお答えはそのときの議論とちょっと違うのではないかと思います。どうでしょうか。

河野 我々のほうからそういった説明をした記憶はないですし、我々の理解では、あくまでJICAが派遣する環境レビューミッションを指しているということで、今までもやってきましたし、これからもやっていくということでございます。ただ、助言委員会に対してはEIAなりRAPについては環境レビューの段階で確実にお出ししているということだと思います。

満田委員 いや、それは違いますね。これは何度かご説明を受けた記憶があるんです。すごいたくさんやった環境ガイドラインの策定検討委員会の中で何度か、環境レビューとは何ぞやということは議論になりました。そのときのJICAのご説明だと、アプレイザルそのものを指すのではなく、協力準備調査を終了させ、その後、環境レビューのフェーズに入って、その中でアプレイザルを行うというご説明だったと思います。ですから、アプレイザルの前に、例えば1日前にRAP案を公開すればいいということにはならないと思います。確かに始まりの時期はあいまいなのかもしれないんですが、アプレイザルそのものを環境レビューと指すのではないというのは策定時の議論だったと思います。

村山委員長 今この議論をすることが適当かどうか私はやや疑問なところがあるので、今、満田委員がおっしゃった文書というか、記録を一度確認していただいて、別の機会に行うということによろしいですか。その上で、手続面についてはそのような形で別途議論の機会を持ちたいと思います。

もう一つ、ワーキンググループに対する情報提供ですけれども、今の時点では、先ほどの修正されたEIAはまだ提供されていない。あと、モニタリングと環境社会管理計画についてはいかがでしょうか。

平 まだ検討しておりませんが……。

村山委員長 もう既にお持ちだということですか。

平 はい。

村山委員長 それらについてはぜひ提供していただいて、その後で助言案を確定したほうがいいかなと思いますが、いかがでしょうか。メール審議でできればそれでいいと思いますけれども、その点よろしいですか。

青木 はい。

村山委員長 では、その点は確認をしていただいたということで、他に。特に内容についてはまだ議論がされていないので。

石田委員 今の点に戻るようで申しわけないんですけども、これはまたメール審議ということなんですか。ちょっと席を外していて申しわけないですが。

村山委員長 例えば2番の代替案の検討については、こういう表現でいいのかどうかということがありますし、12番についてもこういう表現でいいのかどうかですね。

石田委員 その場合は改めて委員を募ったほうがいいんじゃないでしょうか。同じ委員がメール審議をするんですか。そういうことですか。それは……。

田中副委員長 もともとと言えば、準備が整った段階でワーキンググループに諮問すればよかったんだろうと思うんですね。2週間ぐらい遅らせてやればよかったんですが。

松下委員 EIA修正版とRAP案の修正案を既に入手されているということであれば、それをもう一回確認していただいて、ワーキンググループメンバーに提供していただいて、そのうえで現在の助言がこのままでよいか、あるいは、修正を要するかどうか、それを確認するという作業ですよ。

村山委員長 そうですね。もしそれで特にワーキンググループ委員の方にご了承いただければ、その形で進めたいと思いますが。

石田委員 いずれにしてもそれを読まなきゃいけないですよ。

長谷川委員 効率的にできるような、例えばこの辺が最終案では修正になっていますとか、その辺だけ送ってもらうというようなことでは、一からずっと読むのでは。案だけでもこんなにあって。量的には十分いただいているんですね。質的に問題があったんですけども、もう一度あれをやり直せといったら大変な話になっちゃうので。

石田委員 委員会に参加するということは、私たちはレスポンスブルな立場で臨んでいるわけですから、追加でもらって読めと言われても、バツだと僕は思います。いろいろな事情があったのはもちろん理解しますし。そういうことではなくて、もしそれをきちんと読まなければいけないのであれば委員の人たちが改めて読む時間があるとか、レスポンスブルな立場で言えるかということをもう一度確認する必要があるのではないかと、個人的には思います。

満田委員 折衷案で、限界のある情報提供の中でワーキンググループを開いたというエクスキューズを注記しておく。配布資料で済むのかもしれないんですが、2)については、EIAについて今のJICAのご説明を踏まえて、どういうEIAであったのかというのは明確にしておくとか、そういうような対応もとれるかなとは思いますが。

村山委員長 満田委員からいただいたご意見としては大変貴重だと思います。

松本委員 でも、それは悪しき前例をつくるのでやめたほうがいい。必ず事前にやらないと大変なんだということを今回はちゃんとJICA側にも知ってもらうために、今のやり方よりはやはりしっかりと最終案を出してもらうというほうがいいと思います。

米田委員 一つ確認させていただいていいですか。EIAの最終案の英訳はできているのでしょうか。さらに、あのおときWebに載っていたポルトガル語版は、私たちのいただいたものよりかなり大きかったと思うのですが、それがさらにもう一回修正になっているということで、見せていただくのであれば最終版の英語訳、完全な、と言いますか、抜け落ちのない英訳を見せていただきたいと思うのですが、それはもう既にあるものなのでしょうか。あるいは、いつごろできるものなのでしょうか。

平 EIAの最終版の英訳はまとめてはまだいただけてはいません。

米田委員 最終版というのは修正した後のものでしょうか。

平 そうです。

長谷川委員 完璧なものが目の前にあって、それで助言をするというのが一番理想なんですけれども、いろいろな事情があって、ほぼこのレベルであれば何とか助言、正当なものを

いただけるだろうという判断が、どこか線を引いてやらざるを得ないようなこともあるかと思うのですよ。今後も完璧なものが目の前にないといけないということになると、かなり業務は滞ると思うのですね。そういう意味で、今回ああいう判断をなさって、あれだけでやってもらうといった事情については、どういうふうにお考えになってそういう決断をなさったのか、参考までに聞きたいのですけれども。

平 今の点につきまして、モザンビーク法においては既に承認されたものがあるということで、中身を確認したところ、申しわけございません、先ほど代替案の話も出ましたが、ちょっと抜けているところはあったと。同じく、承認された後に向こうの法律では細かい管理計画とモニタリング計画をつくるということになっていました。概要はEIAの今あるものにも入っていたということで、それをもって審査に対する助言をいただいたうえで、こちらも確認して審査に臨むという判断をしたので、今回お願いをしました。

ですので、端的に言うと、助言をいただけるレベルのものではあるのかなという判断のうえでお願いしたものです。

村山委員長 全訳を求めるのがいいかどうか少し私も疑問なのですが、少なくともワーキンググループにいただいたもので、先ほど米田主査からあった図表の番号が入っているのに図表そのものがないとか、その点を補っていただくとか、それから、修正された点を明示していただくとか、その程度はお願いできますでしょうか。

平 はい。

村山委員長 お願いできますね。あと、環境社会管理計画とモニタリング計画の概要ですね。

そういう形で新たに情報提供いただくとして、それをどういう形で議論するかですが、一つは、今回ワーキングで検討いただいた委員に再度お願いするという事です。もう一つは、石田委員おっしゃるように改めてワーキングを構成して議論していただくということがありますね。どうでしょうか。

松本委員 ポルトガル語版のEIAが今ホームページでアップされているのですよね。これは87ページですね。

平 細かいページ数は確認していません。

松本委員 87ページだよ。先ほどの長谷川委員の話の聞くとすごい分厚い……。87ページのEIAですと、そんなにEIAとしては厚いという印象を感じないのですが、長谷川委員がおっしゃったことと、ここに公開されているEIAが同じなのかが若干気になったの

ですが。

長谷川委員 私は感覚で言ったので。例えばEIAだけではなくて、RAPもあったり、いろいろなものを含めると膨大な量になるというニュアンスだったのです。

松本委員 ああ、そういう意味ですか。今の議論はEIAとRAPということですよ。あと、EMPとか、そういうのが含まれる。

村山委員長 それなりに含まれているような気はしますが。

どうでしょう。事務局から何かご提案ありますか。

河野 できましたら、今の委員に既に見ていただいているので、追加的に資料を送らせていただいてメール審議でやらせていただければ、事務局としては非常にありがたいと思っています。

石田委員 会議形式ではなくてメールで審議をしてほしいといご要望ですか。

河野 そうですね。追加的に変更になった箇所を見ていただくということであればご対応できるのではないかなと思いますけれども。

村山委員長 いかがでしょうか。今いただいている助言案でいくと、先ほど申し上げたように2番と12番が特に確認をしていただく点だと思います。あと13番ですね。13番は全体なので、これも全部見ていただく話になっちゃうのですが。特に最終版、RAPについても修正されたものがあるということですか。

平 あります。

村山委員長 そうであればその修正点も明示していただくということもありますね。

長谷川委員 13番のRAPの最終版を確認することというのは、今話し合ってきたことの本質を突いているところをごさいまして、この13番というのはあるもので委員は判断したんですけども、こういった完全な最終版がないので、これに関してはJICAのほうが先方で確認するときに任せますので、「よろしく願います」というふうな信頼関係で物を言っているのですね。

そうではなくて委員にこれを最後まで見せろと。ということは、そこでの信頼関係をやはり元に戻して我々にさせろという本質的なところだと思うのです。ですから、さらに新しい最終版があれば、それを見せろというのは、やはり最後まで委員は責任を持って見るんだというふうに持っていく方向性ですよ。私はどちらがいいかということはいいませんけれども、委員で話したときには13番というような方向性で今回はいいんじゃないかという話をさせてもらったというのが米田主査の判断だったのかなと思うのですけれども。

満田委員 すみません、その点に関して。私がEIAについて問題提起したのはガイドラインとの関係性なのです。ガイドライン上、環境レビュー前に必要なものというのが、EIAの最終版とEIAの承認書を公開すること、RAPについてはドラフトでよしとしているのですね。それはなぜかというところ……、そうではないか、すみません、ドラフトでいいとは書いてないか。

村山委員長 満田委員、ガイドラインとの関係はあると思うのですが、それは最終的にはJICAの任務としてやっているということで、それに対して助言委員会がどの時点でどの程度かわるかというのはガイドラインには書かれていないと思うのですね。ですので、それは議論するしかない内容かなと思っています。

満田委員 すみません、ガイドラインとの関係を整理させていただきたいのですが。

村山委員長 そうですか。

満田委員 住民移転計画については、環境レビュー段階では住民移転計画の最終版が出ていないことが非常に普通なために、ガイドラインの文言上、「住民移転計画」というふうになっているのですが、最終的にそれを詳細調査などの結果に合わせてリバイズして、最終的な住民移転計画をつくることもかなり多いということから、ガイドラインの議論の中では、特にEIAについては環境レビュー段階で最終段階のものが公開されてあることが必要だということは確か確認されていたように記憶しています。そのことを共有させていただきたかったということです。

村山委員長 今の点はいかがですか。もしすぐコメントいただけるようであれば。

河野 おっしゃるとおりだと思います。EIAについては承認されたもので、RAPについては通常、L/Aを結んだ後にD/Dを行って、それに基づいてもう一回見直しをしますので、どの時点でも普通はドラフトという理解ですね。

本件について言うと、私の理解では、いずれにしましてもEIAについては承認されているということだと思います。ただ、先方政府は承認をしても必ずしも内容に不備がある場合もありますし、その場合には審査までにしっかり確認をしていくということですので、本来であれば助言委員にアップデートされたものを出せばよかったのでしょうかけれども、今回は時間的に間に合わなかったということですので、改めてその部分については出させていただくということによろしいのではないかなと思います。

村山委員長 では、今の点はそういう形でよろしいでしょうか。

田中副委員長 今の河野さんのご説明、先ほど私は文書のことを確認しましたが、ワーキ

ンググループあるいは助言委員会でとるべき対応は、ともかく与えられた資料の中であるいは文章の中で助言をすると。それがその後修正されたかどうかというのは、修正後どうフォローするかというのは改めて場合によっては助言委員会に報告をする。そういう形の対応、ともかくこれはこの文書で助言をしたんだということで一つ進めるというのはあると思うのですね。

そうではなくて、今回の案件で言えば追加的な情報がもう明らかになっていると、修正のEIAとか、あるいは、環境管理計画やモニタリング計画ですね。であるとすれば、もう一回最新の情報を整えて、文章を整えて、改めてその変更点を説明し、ワーキングでまとめられた助言案の再修正案、助言案の修正をすると、そういう手続に送る。つまり、助言を確定させないで、もう一度この助言案を検討する。そういう手続も両方あり得ると思いましたが。だから、そこは先ほど委員長が言うようにどちらを選びますかということになるかと思うのですが。

河野 両方、方法はあると思うのですね。今の情報の範囲の中で助言をいただいて、我々のほうで改めてL/Aの後に報告書させて頂くということもありますし、今回は幾つか不備が指摘されていますので、今の時点で使える情報もわかっているということですから、それを改めてもう一度メール審議でやっていただくという、両方のパターンがあるかと思います。お任せいただけるのであれば、我々のほうで追加的な情報を確認させていただいて、L/Aを結んだ後にもう一度報告させていただくということでも、もちろんいいのかなと思います。

石田委員 すみません、くどくならないようにしますが、長谷川委員がおっしゃられるように信頼関係で、例えば13番のRAPを最初から確認することと出てきているので、そういう意味では僕もお任せしたいと思っています。そういう立場で私も臨みましたし。ただ、そうではなくて、新しい資料が出てきたのもう一度そこは確認したほうがいいということであれば、私たちはもう旧ワーキンググループなのですよ、旧ワーキンググループに任せるのではなくて、改めてこの席なり何なりで新たに委員を募集してワーキンググループを開いて会議をやるというのが筋だと僕は思います。メール審議で継続というのは筋じゃないような気がするのです、うまく説明できませんが。どちらを選ばれたとしても、ワーキンググループをやるんだったら、新たに募集すべきだと私は考えます。

田中副委員長 私はそこは旧ワーキングでやっていただくほうが、変更ですね、従来案からどういうふうに変ったかということも含めてフォローしやすいので、していただくのがいいかと思います。そのときに、ワーキングの中で必要に応じてもう一回事業部に来ていた

だいて、どこを変更したかという説明を受けるとか、そういうことをやったらいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

村山委員長 修正部分がどの程度あるかを確認していただいたうえで判断する必要があるかと思います。石田委員はかなり積極的に他の案件にもかかわっていただいているので、改めてまた追加的に行っていただくのも少し忍びない気もしているのですね。

石田委員 いや、私個人の問題というよりも、委員の皆さんは案件に多く参加するか少なく参加するかではなくて、一つ一つに自分たちのプロフェッショナルなことをかけて参加しているわけですから、そのポイントだと思うのですね。だから、メール審議で済ますというのもあり得るかもしれませんが、それこそそういう前例をつくって追加的にまた資料が出ました、また資料が出ましたというのを、私は一番恐れます。そういうことはないと思いますけれども。

変な言い方ですけども、けじめというのがあっていいのではないかなと思うのです。すみません、危険な言葉を使いましたけれども。私個人の考え方は、そのときベストな資料を用いて提案をして、信頼関係でJICAにお任せをして、それでもどうしてもない、やっぱり助言委員会にかけなければいけないということであれば、きちんと理由を説明していただいて、もう一度かけるということのほうが信頼関係を壊さないのではないのかなという気はしています。どういうやり方がベストなのか僕も知りませんけれども。

作本副委員長 1点言わせてください。私も、今、村山さんが最後に言われた修正箇所が多いのか少ないのかということが重要な今回の方向を決める内容ではないかと思うのですね。というのは、途上国ではこういうことは幾らでもあるのですよ。我々は日本の国会でやっていることを議論しているのではなくて、国勢調査のセンサスの数字、GNPの数字でさえ彼らは数年後に変えるのですからね。

決まった文書と言いながら、よりよければ1語、2語、場合によってはページかもわかりませんが、変えるということはよくあるので、JICAさんがこれを変えたんだったら私は文句を言いますけれども、相手国のあることですから、こういうことは十分起こり得る。その場合にどういう対処方法をとるのかということ、むしろ今後の方針を決めるためにも議論するいい肥やしにしていいただければと思いますね。

長谷川委員 私、個人としては、石田委員とは違って、再度メール審議であれ何であれかわってもいいかなと思っています。ただ、他の案件をやったときにも不備な書類はたくさんあって、それでも議論を重ねてきたわけですよ。読ませてもらっている間にいろいろな

不備が見つかってきて、これをワーキンググループのときにみんなで質問を出し合って一つ一つチェックをしてきたはずなのです。そういう信頼が積み重なって、今回もこれまでの案件レベルぐらいのところでは何とかこういう助言で落ちつくのかなという気がしていたのです。

そういう意味で、今回だけが特に不備な資料が積み重なったところまではワーキンググループでは思わなかったのですけれども、今回の全体会でそういう印象の委員がたくさんいるとすれば、私としてはもう一度新しいものをいただいてやるということに関してはやぶさかではありません。ただ、いろいろな不備がある中で、いろいろなことを重ねていて、そこでやったということだけはご理解いただきたいと思うのです。そのうえで、今回は、試験的なものかもしれませんが、やるということであれば、私は協力したいと思います。

石田委員 ぜひ記録しておいてほしいのですけれども、私は個人分担当がどうのこうのという話をしているわけではなくて、やることに正当性があるかどうかだけはちゃんと知っておきたいと、ただそれだけです。ですから、どうしてもやる必要があるというのであれば喜んで。別に喜びはしませんが、追加的にやります。ただ、個人的には、その場に出てきたものを会議で決めるというのがこの方式なので、その正当性を崩すようなことになる前例をつくるのはまずいのではないかなという感じはうすぼんやりとは思っています。

松本委員 そこを確認ですが。与えられたもので議論するというのは僕は共通理解を持っていませんが、少なくともEIAで、しかも代替案の中で、採択された案のない代替案であるとか、RAPがまだ最終段階ではないという段階でもし出されたらやっぱりまずいのではないかなと思うのです。だから、そこは長谷川委員とか石田委員の話とちょっと違って、かなり致命的な文章に問題があるような気がするのですが、そんなことはないですか。確かにちょっとした資料がないということはありませんけれども、程度としてはひどい程度の一つではないかと私は思うのです。

石田委員 その場合は、個人的な事情に戻りますけれども、委員は再募集したほうがいいんじゃないでしょうか。なぜここまで私も意見を申し上げるかということ、タンザニアの電力案件でしたっけ、あのときに一度こちらに戻ってきてまたやったのですよね。もちろんやらざるを得なかったのですが、そういうやり方をまたやるのかなと、そこら辺にちょっと懸念があるのです。だから、委員がいるからそこにやってもらうという風潮は必ずしも好ましくないのではないかと。

そもそもこの委員会はワーキンググループを設置して、ワーキンググループで1度やって、

それが上がってきたら全体会で認めてという話ですよ。あくまで微調整とか微修正を再度、委員会、ワーキンググループのメンバーに任せて、そこは再度承認しない、彼らがやればいいという筋があるわけです。その筋に抵触しないかどうかというのは気になるところだし、それは皆さんの合意を得てほしいと私は思います。もちろん内容をチェックしなければいけないというのは当然ですけども、片や委員会がやってきた筋というものがありますので、筋を外すことに対して僕はあまり賛成はできないです。

以上です。

満田委員 私が言ったことでここまで深刻な議論になってしまって大変責任を感じているのですが、私としては、確かに途上国でもあるのでEIAに不備があったり、RAPに不備があったり、資料が欠けていたりすることはあり得ると思いますし、私自身も審査に携わった経験があるから、そういうことは極めてよくあることだということは十分承知しているのです。ただ、先ほど申し上げたように最終的なスコープがきちんと明示されていない文書を見たというのが、限界のかなり大きなポイントの一つであろうと考えているのです。

住民移転計画に関しても、環境レビュー段階では最終的なものでないことは極めて多いし、住民移転計画に関しては、EIAより後付けでそのスコープが決まってから肉付けしていくという部分があるので、環境レビューの段階ではこの段階の住民移転計画であるということとはよくあることであり、環境ガイドライン上もそれは許容して議論していたと記憶しています。ただ、その段階でのスコープに基づくRAPであるべきではあると思っていまして。住民移転数が把握されていないという状況は環境レビューとしては、これはJICAさんに申し上げているのですが、かなりまずい状況であると私は考えているのです。

だから、JICAさんの環境レビューとしてまずいかどうかと、こちらの助言委員会としてそれでも助言を出すのかというのは、また違うレベルの議論なので。確かに効率を考えますと、今回の場合そういった限界を明記した上で、この助言案で提出するというのはありだと私は思っています。つまり、幾つか限界がある状況でJICAに助言を求められて、助言委員会が助言を返したということが事実関係としてわかればそれでいいのかなと思っています。

平 一部繰り返しになるところがあるかもしれないですけども、9月10日のワーキンググループで皆さんに議論していただいたときにお渡ししましたEIA案とRAP案に関しては、今、皆さんが思っていらっしゃる印象ほど悪くないのかなと思っています。それは「スコープが最終的に決まっていけないもの」と今、満田さんはおっしゃったのですけれども、確かに代替案1、2、3が書いてないものを選ばれていると、この案を読むとそういうふうに見られ

てしまうのですけれども、今回の案件は既存の道路の拡幅と舗装ですので、いろいろなルートが検討されていたわけではなくて、道路の幅で広い案と狭い案が1と2でありまして、3というのが最終的にとられた案なのですけれども、それは一部広かったり、一部狭かったりということになっています。ですので、環境に与えるインパクトはそこまで変わらないのかなということが一つ。

RAPに関しましては、決まった最終案の3で引いた線で移転世帯を確認しております。確かにワーキンググループを開いた際には世帯数しかわかっていなかったのですけれども、その前から人数がわからないとだめですよという議論は先方としております。向こうも人数は調べてあったようなのですけれども、このRAPをいただいたときにはまとめてなかったということで、資料を精査してもらって今は人数を把握しております。ですので、何も無い状態で審査に行くということでは全くありません。で、追加情報をもらいながら最終的に審査で達しなければいけないというレベルは決まっております。今回はちょっと未熟な部分があった資料でお願いしてしまったことは申しわけなかったのですけれども、そういう状態ですので、全く何も無いところで審査に行くということではないということをお願いさせていただきます。

作本副委員長 いただいている紙の1枚目には(案)と書いてあるんですね。2)、3)ですか。「案」というから、ドラフトとしてわかっていて、こちらの委員の方にかどうかワーキンググループに配られたのか。あるいは、ある程度固まった書類だと思って配ったところが、後になってからまたリバイズが送られてきたというのと随分違いますよね。もしこれが最初から「案」として、ドラフトだとわかっていた状態でワーキンググループに配ったのだらば、それは今後はやってほしくないという気がするのですね。

もし相手国側の都合が何かでとりあえず送ってきたと。頼んでいるところからもEIAもRAPも送られてきたと。その後、追加修正で、例えば単語を一語間違えたとかいう形でリバイズするような場合には、もう一度改めてこの委員会にかけて修正部分が重大かどうかによって、再検討、場合によっては昔出した助言案があるんだしたら、それで確定してしまうとか。「案」という言葉で出ているのですが、ここをもうちょっと交通整理とか、流れを分けることはできないでしょうかね。

河野 1枚目にある2)のEIAの案というのは、先ほどお話ししましたように、これは間違いですね。承認されていますので、確定版ということになります。

米田委員 ちょっと待ってください。それは違います。私たちが見せていただいたのは、

あくまで12月の段階のドラフトの英語版で、それを送っていただいたのです。最終版はこのときできていましたけれども、ポルトガル語版であって、しかもWebに出ているだけで、私どもは送ってもいただけていないし、残念ながらポルトガル語版なので内容を十分に理解することができなかった。だから、この報告で「案」を入れてくださいとお願いしたのは実は私なのですが、EIAの報告と、RAPはまだ人数のところを網かけしてあるような状況のものであったので、「案」にさせていただきますとお願いしました。

村山委員長 松下委員もワーキンググループですね。

松下委員 ワーキンググループの委員としては、提供された資料を前提としてそれぞれの観点から、恐らく一番適切だと思われる案をつくってきたと思うんですね。ただ、提供された資料自体が十分であったかどうかということについて、この全体会合で再度問題提起がされて、確かに振り返ってみると、報告書等は、ポルトガル語では最終案が出ていたけれども、私たちが見たのは英語の抜粋的なものであったということであったわけで、そういうことを前提としていろいろ助言をしているわけです。

石田委員が言われた正当性の問題にかかわるんですが、ワーキンググループはある意味で全体会合の指示を受けて動くわけですので、全体会合で再度、EIAの修正版とかRAPの修正版を確認したうえで再検討してくださいという指示があるのであれば、ワーキンググループ委員として再度検討するべきではないかと考えます。

以上です。

石田委員 実は私もそれを言おうとしていて。私たちは委託を受けてやっているわけですから、今のこの場が助言委員会の中での最高意思決定機関で、最高意思決定機関が決めたことに従うのがワーキンググループの役割でもあるので、決めていただければと思っています。

村山委員長 そういう理解でよろしいですか。

そうすると三つぐらい選択肢があって、一つは今日出てきた助言案で、ただし、冒頭に出てきた資料の限界と課題のようなことをまとめて、それでほぼ確定する。二つ目は、今お話にあったように、追加的資料に加えて修正点を明示していただいたうえで、再度このワーキンググループの委員に助言委員会として依頼をして、メール審議のレベルで議論して確定していただく。三つ目は、もう一度ワーキンググループでの会合を開いていただいて、その場で事務局プラス事業部、担当部からご説明いただいた上で、最終案を出していただいて、この助言委員会で確定する。それぐらいの選択肢がありそうな気がしますが、いかがでしょうか。今の感じだと2番目ぐらいの感じですかね。

田中副委員長 今、委員長が言われた3番目の案は、ワーキンググループを再度開くというときに、先ほどから石田さんがおっしゃるように新規のワーキングでいくのか、あるいは、今あるワーキングを再活用するのか、そういう選択肢はあるかと思いました。

村山委員長 それも選択肢のうちですね。

田中副委員長 そうですね。先ほどの話のように修正箇所がかなり多岐にわたり、かつ重大なものに触れるということであれば、私の主張は旧来のワーキンググループですね、今のワーキンググループの中でもう一度そこを対面方式で内容確認をし、場合によってはまた質問も出し合って、つまり同じようなことを繰り返してコメントを出して、この助言案でよろしいかどうか、ここをもう一回つくっていく。ただ、その修正箇所がさほどでないと、あまり大きなものに及ぶものでないというのであれば、第2案のメール審議という選択肢があり得るかなと思います。

作本副委員長 今のご意見に基本的に賛成なのですが、それにしても社会配慮の13番目、「RAPの最終版を確認すること」という文言だけは消える程度までは、もし引き継いでやる場合は議論をしておいて。もしこの13番目の文章がそのまま残るのでしたら、私は新しく変わったとは思えないです。

村山委員長 今の段階でどの程度の修正事項をチェックすべきかわかりますか。

平 RAPに関しましては、移転の人数が足されたものが主に変わったところです。EIAに関しては代替案の比較をはっきり説明するということです。あと、モニタリングと環境管理計画については別冊がありますので、それは確認していただいたほうがいいのかもしれないのですが、ワーキンググループのときの様子からしまして、今の議論ほど中身がすかすかで、だめですよみたいな感じではなかったと記憶していますので、1の選択肢もまだ残っているのかなと思って拝聴していたのですが、いかがでしょうか。皆さん、通常とそんなに変わらないレベルの議論という言い方はちょっとあれですが、中身に対しての助言もいただきましたし。

長谷川委員 皆さんよくご存じのように、ここに出ている助言はたかだか二十幾つだけですけれども、質問項目も含めるとこの3倍ぐらい、あったかどうかちょっと記憶していませんが、いろいろな面からここはもう少しちゃんと書かれていないといけないとか、あちこちから突っ込んでいって、ご回答をいただいて、ある程度納得したということでどんどん切っけていって、最終的にここをちゃんとやってもらえればということが残っているわけです。

だから、我々も委員としてプロフェッショナルな意識でやっていますから、それほどすか

すかの議論をしたわけではなくて、ここは確認しなくてはいけないというところは質問をぶつけてやってきたような、細かくは覚えていませんけれども。だからといって、1番かと言われると、それは。

米田主査、そこは結構やりましたよね。

米田委員 そうですね。今からもう一度その計画を見てどこが変わるかなと考えたのですが、表現が少し変わる程度なのかなという気はしています。項目的にはほとんど変わりませんし。環境社会管理計画とかモニタリング計画というものは、審査の前も後も、JICAがまだこれからコメントして、インプットしていくものだとして理解していますので、そのインプットにこのことを忘れずに言ってくださいねというような助言になっていくだろうと思います。

そういう意味では、既に書かれているものを削除するということはあり得るかもしれませんが。どうしたらいいでしょうね。

松下委員 修正版をご提示していただいて、内容がどう変わるかということは予断できないのですが、少なくとも修正版をワーキンググループの委員が見ることによって、満田委員が懸念されていた不十分な情報を前提として検討したということに関する問題点は、多少なりとも解消されると考えます。修正版の修正事項が多いと大変な作業になると思いますが、とりあえずそれを見せていただいて、オプションとしては2番のオプションでやってみたらどうかと考えます。

村山委員長 いかがでしょう。どのオプションにしても、修正点と追加資料はワーキンググループ委員には提供していただきたいと思います。そのうえで、追加資料と修正点を一度確認していただいたうえで、申しわけないのですが、今のワーキンググループの委員の方々に改めて見ていただいて、現在の助言案について修正すべき点があれば、そこをご検討いただくという形にしてはどうかと思いますが、よろしいでしょうか。

いずれにしても提供された資料の十分性については、一言、冒頭に入れていただいたほうがいいような気がします。というような整理にしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、そのような形で進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、今日は休憩なしでいきたいと思っていたのですが、時間が経ちましたので、5分だけ休憩させていただきます。

午後4時29分休憩

午後4時34分再開

村山委員長 それでは、再開をさせていただきます。

三つ目の案件ですが、バングラデシュの国道1号線橋梁改修・建設事業のドラフトファイナルレポートです。

こちらは主査を谷本委員にお願いしておりますので、ご説明をお願いいたします。

谷本委員 少し手短にやっていきたいと思います。

バングラデシュのダッカ - チッタゴン間国道1号線橋梁の改修と一部改修、それから、もう1架橋ずつつくっていくということです。

ワーキンググループは9月の14日、後ろを見ていただくと、たった六つの助言で2時間半もよくやりましたねということですが、後ほどちょっと説明をさせていただきます。委員は、担当、清水谷さん、二宮委員、今日は休んでおられます。それと私です。

資料は、長谷川さんから先ほどチャチャを入れられましたけれども、一応全部ドラフトです。確定版ではないということですが、こちらは後程提供をしていただきます。

裏を見ていただきたいと思います。六つの項目で、1番目と6番目がJICAに対する、これはまた後ほど提起をしていただきます。提案になっていまして、2、3、4、5が報告書に記載してほしいということです。この六つの説明をする前に、口頭で2点ほど申し上げさせていただきます。これも我々資料を読んでいましてやはり気になるところということで、それをやはり助言に入れるべきかどうかということでワーキンググループのときに議論になりました。そして、口頭で申し上げるということで決着しております。

1点目が、報告書の中で書かれていたのですが、どこの国でも道路事業あるいは橋梁事業では起こる話を、どうJICAとしてやっていただくかということです。内容はいわゆる維持管理をきちんとやってもらうということです。これをJICAとしてどういうふうにか考えるのか。

2番目、橋の維持管理ができない、壊れている、何でだというと、過積載車両が多い、取り締まられていないということですね。これに対してただ単純にウェートブリッジをつくって、そういうものだけで、施設はつくりましたけれども、実際に車両を呼び込んでいるわけではなし、罰則規定があっても適用されているわけでもない。まさにそういう話があります。こういう過積載の車両をどうするのですかと。さらに言うと、道路際の不法駐車というのですか、市場ができるのと、そういうところにたまる、こちら辺はJICAとして他のドナーと協調して、バングラデシュ政府と協議して対策を講じて実施してほしい、そこまで要求したいと思います。これは口頭での説明です。

もう一つあります。これも私がこの委員会に参加して言い出しっぺになっているのですけれども、土木工事で気になるのが土砂と採石なんですね。特にバングラデシュの場合は、あの国自体が骨材がほとんど採れない国です。北西部のシレット、隣がインドのメガラヤなのですが、そこから丸い石なんか落ちてきますので、それを集めて割って骨材にしていますけれども、大きな橋梁、あるいは、土木工事業業ですと、どうしても岩は、石はネパールから持ってくる、インドから持ってくる、あるいは場合によってはインドネシアからバージで運んでくるというふうな状況になっています。

ですから、我々は、国境を越えて輸入される土砂あるいは骨材の採取に関して、どこまで自然条件、社会条件を見てもらうか、配慮してもらうか、その辺のことを議論をしました。JICAさんからお答えいただいたのは、建設業者が砂あるいは骨材を国内の業者から購入すると、その国内の業者はインドから輸入する、ネパールから持ってくるということで、そこまでは我々は配慮できないということなので助言から外してほしいということで、今回は妥協しました。こういう形で、今まで土砂あるいは骨材は結構議論になって、助言には入れている場合がほとんどですけれども、今回は外しましたということで報告させていただきます。

それでは、助言案の1番目、全体事項ですけれども、先ほどの維持管理、過積載車両への対応とは別に、本件はダッカという1番大きな首都と、2番目に大きな港町のチッタゴンの間の大きな三つの川に架かっている、1970年代、80年代に無償でつくった三つの橋を、拡幅するのではなく、もう1橋、隣につくって4車線にすると、往復2車線ずつにすると。そういう形でやっていきますが、やはりダッカ - チッタゴン間は経済発展が著しい、交通需要が増大しているということは十分理解しておりますけれども、今後どういうふうな道路計画、あるいは、橋梁計画にしていくのか、審査のときにきちんと話をしてくださいということを1番として挙げております。

2番目は、カワイルカは本当に少なくなっているようではありますが、報告書によればまだ400頭ぐらいいるといということで、対象の橋梁の川にもいると言われているので、専門家のサジェスション、アドバイスがあります。イルカが見えた場合には工事をやめなさいとか、イルカは川の底に住んでいるものを食べているので、底質を大きく変えるようなことはやらないように、そういうふうなアドバイスがありますので、それをきちんと報告書に入れてくださいということを書いております。

それから、環境面で、騒音と振動の部分をmoderateという結論で終わっていますけれども、なぜmoderateに至ったのかと、そういうふうな判断をされたのかということを書いて

くださいと申し上げています。

それから、同じくsevereという評価になっている項目については、きちんとモニタリング計画を立てて、その内容を記載してくださいと申し上げています。

それから、5番目、これはバングラデシュだけの問題ではなくて、インドでもパキスタンでもいろいろなところで発生していますが、児童労働の問題です。特に工事現場で子どもが働いているという場合、これは国際条約の違反になりますので、その対応策をきちんと報告書に書いてくださいということをお願いしています。

最後は住民移転の問題です。今、橋梁をつくらうとしている場所、代替案を含めて、そこでの予定地は道路局の所有地になっています。そこを有効利用ということで使っていきます。ところが、そこに住宅とか商店がありますので、その方々に移転してもらおうと。移転関係の住宅とか、商店の移転の費用は出しますけれども、移転地は自分で見付けてくださいと。これはステークホルダーミーティングなんかでも納得していただいているということです。ということで、住民移転についてはきちんとRAPに沿ってやられるように協議をしていただきたいというふうな助言にしております。

一応6点、以上です。

村山委員長 ありがとうございます。

では、お気づきの点ありましたら、お願いします。

田中副委員長 2点お伺いしたい。3番と4番の関係ですが、3番に「moderateという結論に至った」と。「結論」というのは影響評価がそのように評価されているという意味なのかということが一つ目です。この報告書に騒音及び振動をmoderateだという評価がなされているという理解でよろしいですかということです。

二つ目はですね、4番でsevereとなっている項目ですね。この項目というのは具体的に何があるのか、もしわかればということです。この2点をお尋ねします。

谷本委員 3番は清水谷委員、お願いします。

清水谷委員 まず騒音と振動の件ですが、EIAのレポートにはこの影響がmoderateと結論づけられているのですが、実際にベースラインデータや予測について、例えば言葉では「夜間は騒音の程度が落ちる」ということが書いてあるのですが、モニタリングのデータでは夜間も全く騒音が落ちていない状況であったと。EIAレポートに書かれているデータを見ながら理解しようとしても、その結論が、moderateに直接つながっていない文章があったので、moderateになった結論を論理立てて説明してほしいという趣旨で述べております。

田中副委員長 要するに、結論というのは予測評価あるいは影響評価の結果を指しているんでしょうか。

清水谷委員 そうです。

田中副委員長 わかりました。その言葉が4番にも同じようなことが出てくるわけですね、「影響評価がsevereになった」と。だから、「結論」と「影響評価」というのは、助言案の中では同じ意味に使われているのでしょうかという確認です。4番はいかがでしょうか。

谷本委員 すみません、膨大な資料があったのですが、忘れてきました。一番は川の水質の問題ですね。これが大きな影響を持っています。それから、交通量が増えているということと、これは燃料の問題だと思えますけれども、大気質、このあたりが非常にsevereだというようなことで、このあたりを注意してほしいと。燃料の問題も1番のところで。今日はあえて言いませんでしたけれども。あと、からぶかしとか、騒音、特にクラクションですね、このあたりのところはsevereと言われております。

田中副委員長 騒音とか振動はsevereではなくてmoderateですか。

谷本委員 はい。からぶかし、それは非常に明確に書かれていました。

田中副委員長 わかりました。

村山委員長 他、いかがでしょうか。長谷川委員。

長谷川委員 moderate、それから、severeというのは、素のままの評価なのか、それとも対策をしてなおかつこうだと。つまり、対策をしてsevereですと、問題になりますけれども、対策前でsevereという意味ですかね。

清水谷委員 対策前。

長谷川委員 対策はしますけれども、さらにモニタリングでということ。

清水谷委員 はい。

長谷川委員 わかりました。

村山委員長 他の点はいかがでしょうか。平山委員、どうぞ。

平山委員 小さいことかもしれませんが、4番ですけれども、severeとなっている項目については対策について言及せずにモニタリング計画に含め、その内容を報告書に記載することとなっているのですけれども、これは対策はしないということでしょうか。

谷本委員 モニタリング計画に入れていただいて緩和策を立てていただくと。

平山委員 ということはこの段階では緩和策は立てない？

清水谷委員 緩和策は立ててあったのです。ただ、それを、severeだから、モニタリング

計画に落としてしっかりモニタリングをしてくださいと念を押しているという形になります。緩和策を書かれているのですけれども、その緩和策が確実に実施されることを確認すると言いますか、確実にしてもらうためにモニタリング計画の中にしっかり入れてもらうということになっていると思います。

平山委員 例えばどういう緩和策が書かれていたのですか。よくこういう前例があるので。うまくいきそうにないというときに、モニタリング計画に入れるからということで終わりという。それはEIAでも何でもないのでないかということなのです。長谷川委員が言われたのもそのことではないかと思うのですが。

村山委員長 4番の表現を読むと、緩和策は立てているけれども、モニタリング計画には書かれていなかったということですかね。それで、それを追加してほしいと、そういう理解でよろしいですか。

平山委員 ということなのですか。今のは中身が違う話ですけれども。それならそのように書いておいていただきたいのです、村山委員長が言われたような意味であるならば。

田中副委員長 趣旨を明確に書いたほうがいいですね。

平山委員 ええ。

田中副委員長 モニタリング計画はあるのだけれども、そこには抜けているというか、記載がないので、そこに含めてくださいと。どうもそのように読めそうですね。それは大事なことです。

平山委員 本当にそうであるとしたら、そう書いておいていただきたいということです。

村山委員長 今の点は、谷本委員のほうで確認していただけますか。

谷本委員 わかりました。今日二宮委員が欠席なので、確認して、メンバーでファイナルにします。

村山委員長 では、他の点、いかがでしょう。よろしいですか。

よろしければ、今の点を確認していただいたうえで、確定ということにしたいと思います。

作本副委員長 すみません、私もわからないで聞くのですが、5番の子どもの就労のことで。バングラデシュの国内法は一応ILOを批准しているとか、年少労働は禁止という前提があるのでしょうか。

谷本委員 バングラデシュはそういう面では国際条約等を遵守する国です。

作本副委員長 はい、わかりました。

村山委員長 では、この案件についてはこれで終わりにさせていただきます。

4番目、アフガニスタンの「カブール首都圏開発促進プロジェクト」、それに付随する「道路整備事業のドラフトファイナルレポート」に対する答申案ということになります。

こちらは日比委員に主査をお願いしましたので、ご説明をお願いいたします。

日比委員 ただいま委員長から言及いただきましたドラフトファイナルレポートについての答申です。適用ガイドラインは2004年4月のほうということですので、最初のパンジシールのほうと同じ整理がひよっとしたら必要になるのかと思っております。

ワーキンググループは、田中委員、二宮委員、村山委員長、そして私が主査ということでさせていただきました。

こちらにつきましては、先ほど委員長もおっしゃいましたけれども、もともとは首都圏開発促進プロジェクト（技協）のほうのDFRに対する助言ということだったのですけれども、ご案内の方がいらっしゃるかと思えますけれども、この対象地域内の幹線道路の整備事業が少し先行してワーキンググループが開かれておりましたので、そのドラフトファイナルも兼ねると。調査地域、それから、調査スコープも重なるということで、この2件をまとめたドラフトファイナルに対する答申ということになっております。

2ページに参りまして、全部で18の助言にまとめております。最初、全体事項として幾つか挙がっておりますけれども、一つは、特に都市開発に関しては、技協ということで、具体的な都市開発を行っていく機関、DCDA（デザブ・シティ・デベロップメント・オーソリテイ）というところへの能力向上を中心にやっていくことになりますことから、それを明確にDFRにまず書いてくださいということをお願いしております。それから、これは後ろにもまた出てくるのですが、環境負荷の少ない環境都市という概念なども能力開発をしていく中で含めていってくださいというのが1番になります。

2番につきましては、先ほど言いましたように、特に道路事業に対しては、今後、資金協力が具体化していった段階で、ガイドラインを満たしてもらうということを改めて確認することと、その内容をこの委員会に報告していただきたいということを入れております。

3番はもう少しテクニカルなことになりますけれども、アフガニスタンのほうではEIAの制度自体がインタリム・プロシージャラーということになっておりまして、誰が承認するとかいうのが、法律に書かれているものから少し迅速化するような形になっているということなので、それがどのような法的な担保がなされたものなのかということを書いてくださいというのが3番です。

4番は、既存の先行事業等、どんなドナーのどんな事業があるかというのが、報告の中に

は入ったのですけれども、非常に限定的だったので、網羅とまではいけるかどうかかわからないのですけれども、どういう条件の既存事業を含めているのか、他にないのかというのはしっかり書いてくださいということが4番になります。

自然環境関係については主に2点です。一つ目は、非常に乾燥した地域でもありますし、降水量が自然環境の大きな要因になってくるということかと思えますけれども、そのデータが十分ないというようなお話もあったのですけれども、どういうデータがあるなしというのを明確にさせていただくと、長期的な傾向にも言及提供してくださいということが5番になります。

6番は生物関係です。特にレッドリスト、ここは報告の記述の仕方というのものもあるのかもしれないのですけれども、計画地には存在しないということが書かれているのですけれども、そもそも何を根拠にしているのかということが書かれていないということなので、書いてくださいと。ワーキンググループの中でご説明いただいたら、そもそもそういった文献データはないということで、ヒアリングを中心にされているということではあったのですけれども、であれば、それなりの評価のリスクが存在するということも明確にしてくださいということが6番になります。

次、地球温暖化で2件ありまして、一つ目は、そもそも今はほとんど砂漠、土漠というのですか、そういうところに新都市を開発していき、そこに道路を通していくことになりますので、現況から比べるとそれなりに大きな交通量の増加になってくる。それに対して、全体としてどうやって自動車交通量を抑制していくとか、汚染物質の排出をどういう全体的な考え方でやっていくのか、モーダルシフトはどう考えているのかということを入れてくださいというのが7番です。

8番はそれに近い部分ですけれども、特にCO<sub>2</sub>について記述してくださいということです。

9番以降13番まで、環境影響と緩和策ということで五つあります。9番は、幹線道路の新設ルートがまだ具体的に示されていないので、可能な限り影響を特定して、緩和策を入れてくださいということです。

10番と11番も少し似ているところですが、10番からいきます。これは特に大気、水質、土壤汚染、廃棄物、騒音振動、地球温暖化という項目について、工事段階は - B という評価で、供用段階も - B、土壤は汚染なしということですので、それ以外は - B ということです。先ほど言いましたように、新たに都市が開発され、新たに道路が開発されるということで、工事段階と供用段階が同じ評価というのはいかがなものでしょうかというのが10番

です。

11番については、先ほどと同じ評価項目なのですがすけれども、基本的に交通系からの排出のみの評価になっておりまして、他の部門からの排出量の原単位、特に都市開発の部分ですね、産業部門、あるいは民生部門の排出というのは原単位が整備されていないという難しさがあるとのことなのですがすけれども、それについて検討を記述してくださいということです。

12番は、緩和策のところ、特に生態系、生物の緩和策、代償的な植樹ということが書かれていますが、その配慮事項等を入れてくださいということです。

13番は、先ほどの11番と少し重なる部分もあるのですがすけれども、特にこれらの項目において、緩和策としては主に工事段階でのものしか書かれていなかったと思いますので、供用時の緩和策を検討して書いてくださいというものです。

それから、モニタリングについての言及があるのですがすけれども、そもそもモニタリングポスト地点の妥当性について考えてくださいと。あるいは、道路との絡みでは新設する道路の位置をしっかりと検討に入れてくださいというものが14番です。

15番は、貴重種はいないという評価ではあったのですがすけれども、明確に言い切れるのかというのが先にあった助言で、仮に貴重種が確認されればモニタリング計画に含めるということが15番になっております。

あと、社会配慮のところなのですがすけれども、16番は、非正規居住者を含めた被影響住民への影響緩和策ということで、相手国の意向も確認した上でガイドラインを可能な限り支援することということです。

17番は、移転対象者の希望があれば、現在あるコミュニティが崩されずに移転できるような考え方を申し入れるということです。

18番は、アフガニスタンというお国柄もありますし、女性のステークホルダー協議への参加についてということで、これまで参加があったかどうかというものです。幾つかのステークホルダー協議があったようですが、女性の参加があったのか、なかったのかというのは、いろいろな表現がされていたので、参加のあり、なしの明記をしていただくということと、今後どのように参加を促していくのかという方策を書いてくださいというものになっております。

以上になりますが、一つ、私から事務局にお願いというか、表題のところ、二つのドラフトファイナルレポートに対する答申と書いていただいている、内容的にはそうだという理解なのですがすけれども、レポート自体は一つなので、この表現がいいのかどうかというのをちょ

っとお伺いしたいところです。

すみません、議論の最初を言ってしまったのですけれども、以上、報告になります。

村山委員長 ありがとうございます。

最後の点ですが、事務局の理解としてはいかがでしょうか。

青木 表記がということでしょうか。

日比委員 そうですね。表記のところで、首都圏のほうのドラファイと道路のほうのドラファイに対する答申案と、二つのレポートに対する答申というふうにタイトルはなっているのですけれども、物理的にはレポートは一つなので、内容的には両方網羅しているということではあると思うのですけれども、これが適切なかどうかというのを、質問というか確認という2点です。

青木 わかりました。こちらの案件につきましては、ご承知のとおり、2010年の10月に一つ目の「カブール首都圏開発計画促進プロジェクト（技術協力プロジェクト）」に対するスコーピング案の議論をして、確定をしています。それから、今年7月には、二つ目に記載のあります「カブール首都圏開発計画促進プロジェクト」のうちのデザブ南地区開発事業の道路整備事業についてのスコーピング案をしております。

もともとは技術協力プロジェクトの中で道路計画をつくるということがありましたので、道路のところだけに着目しますと、大規模要件にあてはまるということで切り出して、7月にご説明をしたという経緯がございます。他方、9月21日のWGでは、一つ目のプログラムというか、大きな傘になっている部分の技術協力プロジェクトのドラフトファイナルレポートの中に、道路整備事業のドラフトファイナルレポート段階の内容が含まれるということがありますので、両方についてご議論をお願いしますということで、今回WGを開催しています。

また、ご指摘のとおり文書は二つあるわけでありませんで、正式なタイトルは「カブール首都圏開発促進プロジェクト」というドラフトファイナルがあり、その中に内容だけが含まれているという趣旨です。

お配りしている資料の3)、4)でEIA、RAPという記載がございますが、これも、「PARCEL-1」と言っております開発促進プロジェクトについてのEIA及びRAPがありまして、道路事業についてスペシフィックな文書はそれぞれ存在していません。この二つの中で含まれているという理解でご確認をお願いしたという趣旨です。

村山委員長 ということで、その点をWGの会合の中でも議論をした上で、今回の答申案

が出てきているということですね。ただ、先ほどの日比委員の指摘は、タイトルの中にそういうふうな形で分けたらどうかということですね。

日比委員 そうですね。それがこういうタイトル、見かけだけの話かもしれないですけども。

田中副委員長 要するに提言のタイトルを「促進プロジェクト（技術協力プロジェクト）ドラフトファイナルレポート」と。その後ろに「デザブ南地区道路整備事業の内容を含む」とか、そういう趣旨なんだろうと思うんですね。このレポートの中にそういう内容が含まれているという趣旨だと思うので、ドラフトファイナルレポートの二つ、AドラフトファイナルとBドラフトファイナルのレポートそれぞれに答申したのではないという趣旨かなと。だから、Aのドラフトファイナルレポートの中に実はBの内容も入っていますよということがわかるように表記したらどうでしょうか。それが実態に近い内容ではないかなと。事務局のほうでそれでよければですよ。

青木 こちらは異存ありません。そうしましたら、タイトルは二つのプロジェクト名を並べてドラフトファイナルレポートとするとか。それとも、包含されているという形をタイトルの中にうまく入れて……。

日比委員 それはどちらでもいいのかなと思います。

村山委員長 具体的には括弧で道路事業を書いておくぐらいですね。

田中副委員長 括弧という感じですよ。

村山委員長 並列ではないですね。

青木 わかりました。

村山委員長 では、タイトルについてはそのような形で、基本的には最初のかぎ括弧の中の表現を生かすということでもいいですか。そのあとに括弧して、「デザブ南地区開発事業・道路整備事業を含む」ですかね。そういう形でもよろしいですか。

青木 はい、承知しました。

村山委員長 では、内容についてお気づきの点がありましたら、お願いいたします。  
原嶋委員。

原嶋委員 一つだけ教えてください。16番なのでですけども、配布資料を拝見すると住民移転計画のドラフトが出ていて、16番のようなコメントなのでですけども、これは住民移転計画の中身にある種の不備があったということなのか。もしそうであれば、もう少し具体的に指摘していただいたほうがいいと思いますし。特になくて、ただ、ただという言い方

は失礼ですけれども、言い方は変ですけれども、ちゃんとやってくださいというか、そういう程度の意味なのか。どの程度のことを意味しているのか教えていただきたい。

村山委員長 16番は私が2)、3)、4)とコメントを三つ出して、それをまとめた形なのですが、一つの点は、幾つかの箇所でここに関する記述が出てきて、整合性に問題があったというところがあります。具体的には、ステークホルダー協議の中でステークホルダーから質問があったときに、それに対する回答がガイドラインを守っているかどうかよくわからない、そういったような表現がありました。一方で、今、原嶋委員からご指摘いただいたRAPの案の中では「ガイドラインとの整合をとる」というような表現があったりして、そのあたりがやや不明確なので、そこをぜひ確認してほしいということですね。

加えると、「ガイドラインが遵守されるよう可能な限り支援する」という形で、「可能な限り」というのを入れたのですが、これはやや微妙な表現で、技術協力プロジェクトでなければ、「可能な限り」はとるという整理をしたのですが、技術プロジェクトの形でマスタープランの計画策定を支援するという位置づけになっているのです。なので、それをJICAとしてどこまで最終的にサポートしていくかが今の段階では不透明だということがあったので、こういうような表現にしてあります。一方で、道路事業そのものについては今後無償のような形で支援するというお話もあるようなので、その点については別に2番のほうでガイドラインの要件を満たしたという形で整理されているというような形だったと思います。

よろしいでしょうか。

作本副委員長 今、16番の指摘があったのですが、内容的にはもうちょっと初歩的なことなのですが、前にも原嶋先生から「非正規居住者」という名称のことをご指摘いただいたことがあるのですが、もう1件のカプールの事業で約8割が未登記の人たちなのですね。そうすると、この「非正規」という、正しいとか悪いという言葉自体、もちろんガイドラインの中で使っている言葉なのでちょっと気にはなるのですが、これを英語で訳して、正しいの悪いのというような意味合いで使われているのかどうかちょっと知りたかった、興味本位ですが。何かいい英単語があればいいと思うのですが。

もう一つは、南部のほうでは少数民族とか遊牧民がいないのかいるのか。前の都市部のときにはいなかったのですが、南部のほうではいるのかなと。遊牧民がいる場合には地域全体を保護するという考え方にガイドラインではなっているのです。ですから、同じように未登記者だからというので、単に補償すればいいというような形で、保護とか補償の仕方にな

っていないということで。もしお聞き及びでしたら、遊牧民と少数民族の話があったかどうかだけ教えていただければありがたいと思います。

日比委員 ワーキンググループで遊牧民についての議論は出なかったように記憶しております。パンジシールのほうにも私は出ていましたので、議論はなかったのですけれども、この表現に含まれるのかなと個人的には思っていたのですが、それを少し明確に示したほうがいいのかという気もいたします。

村山委員長 コメントを出した段階では、私のほうから遊牧民については指摘をしました。報告書の中でも遊牧民との協議については記述があって、今回のこのプロジェクトについては特に問題ないだろうという形だったと思います。

作本副委員長 お手元のガイドラインの25ページに、遊牧民の場合にはその人々の生活区域ということで、できるだけ区域を守ってあげましょうということで、必ずしも立ち退きを前提にして考えてはいないというふうに私たちは思っているのですね。そういう意味では、補償というか、保護の対応の仕方自体を、ガイドラインは一部しか読んでおりませんが、変えているのではないかなど。

村山委員長 今回の対象地区で遊牧民は一時期滞在する可能性がある、そういうことになっているのですけれども、そういう条件の中で協議をした結果、あくまで報告者の中では、むしろ開発に乗って教育施設などのインフラ整備がプラスに影響するのではないかというような協議の結果が出てきていたと私は理解しています。

作本副委員長 わかりました。ありがとうございます。

日比委員 この「非正規居住者」という用語はいかがいたしましょうか。

作本副委員長 これはガイドラインで使われている言葉ですが、8割も非正規だと言って、我々からみれば登記制度が大前提ですけれども、彼らからすると登記制度がない中で暮らしてきて、しかもアフガンという国で、英語でどう訳すかということはもちろん大事かとは思いますが、とらえ方に影響を与える部分かと。

原嶋委員 英語は「インフォーマル」ですよ。

作本副委員長 「インフォーマル」ですか。

松本委員 これは英語が先になるのです。それを和訳した言葉、富本さんがJICAの次長だったときにそれを日本語であてはめたのです。

作本副委員長 では、日本語のほうがちょっと響きがよくないというぐらいのことで理解しておきます。

松本委員 正直言って、最初、「不法居住者」という言葉だったのです。それはおかしいでしょうということで、この言葉になったといういきさつがあります。

作本副委員長 将来いい言葉があれば変更可能性を含めてお願いいたします。

村山委員長 では、他、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、特に変更点はないということで。タイトルについては先ほどの形で変更していただいて、他の部分は確定ということでよろしいですか。

ありがとうございました。それでは、そういう形で進めさせていただきます。

では、助言案の確定については、今のような形で進めさせていただきます。

議題に戻ると、4番、その他ですが、何か委員のほうで。はい、どうぞ。

原嶋委員 今日の議論を聞いて2点だけ確認していただきたいのですけれども。今日満田先生からも意見があって、ワーキンググループに提出される資料の水準について、ガイドラインではJICAが一般に公開する情報については非常に明確に書いてあるんですけれども、長谷川先生からもご指摘がありましたけれども、それと同じものが助言委員会にくるということはありませんね、タイミング的に。むしろそれだったと遅いぐらいなわけで、必ずそれよりも早い段階のものがくるわけですねから、どういうものを頂戴できるかということとその都度ワーキンググループで疑い出すと、ワーキンググループの会自体の運営が、現実の問題として停滞と言いますか、やりにくくなってしまうことがあって、そのコンセンサスをちょっと早めにつくっておいていただきたい。

例えば、現実にはモニタリング計画とか環境管理計画というのはついていない場合が多いですよ。住民移転計画もかなりラフなもので、アウトラインとか、JICAと我々とのギャップが書いてある程度のものと、若干の数字が書いてある程度のものが多くて、それで十分なのかどうかいちいち議論し出すとすごく大変になってくるし、ワーキンググループのメンバーとか主査の感覚によって左右される問題になってくるので、その点が非常に不安なので一度確認していただきたいという点。

もう一点、今日はありませんでしたが、助言案ないし答申案でも結構ですが、ここに書く配布資料のタイトルの書き方なのです。いろいろな資料があって、いろいろな位置づけがあるのです。今日米田先生が「案」を入れてほしいとリクエストをしたというお話がありましたけれども、ここの配布資料の書き方は統一して、そのドキュメントに書いてあるタイトルを忠実に反映するような形とか、何か決めておいていただかないと。その国の政府で承認を得たとか、得てないとか、案がついているとか、ドラフトがついているとかいろいろなこ

とがあって、特別な場合は注釈をつければよいと思うのですけれども、我々が物理的にいただいた紙に書いてあるタイトルを忠実に書くような方向で統一していただかないと、いちいちこれがどうだというのを議論し出すとまた大変なので、それをご検討いただきたい。

もう一点は補足ですけれども、たまたまということもありまして。カブールの首都圏の水プロジェクトのときも申し上げたのですけれども、デザブ南地区にかかわるプロジェクトが複数出ておりまして、土漠のようなところに新しい都市をとすることは必要な事業だと思えますが、全体の環境負荷がどうなっているか最近気になっておりまして。これは、JICAガイドラインで言えば複合的とか累積的な環境影響ということでしょうから、1個1個が悪いということではないのしょうけれども、全体について1度トータルで俯瞰できるような機会というのをお願いしたいと。

この三つです。

村山委員長 最後の点は事業に関する話ですね。

原嶋委員 はい、そうです。

村山委員長 最初の二つが進め方の話ですね。その点については、事務局のほうで1度整理をしていただけますか。

田中副委員長 今の話ですが、私も基本的に賛成です。今、原嶋委員がおっしゃられた1番目の話ですが、助言委員会に出すのは極力完成度の高いと言いますか、整った資料でお出しいただくのがよろしいかなと、それが大原則かなと思います。ただ、諸事情があってそこまで待ってられないということがあったときに、案とか、あるいは、一つ手前の資料でというふうになると思うんですが、その場合、そういう説明をどこかに加える必要があるのではないかと思うんですね。

何月何日での資料とか、あるいは、この資料については政府の承認済みとか。要するにいつ承認を受けたものとか。そういううえで出していただいたほうがよろしいかなと思います。もちろん、そういう説明をワーキンググループなり助言委員会に諮問するときに、この段階での資料で審議を今回お願いしたいということを明確にしていいただければよろしいかなと思いますが、いかがでしょうか。もちろん大前提は極力新しいもので。

原嶋委員 結構多いのは、住民移転計画で特に住民の数が、例えば道路などで言えば線形が決まらなると特定できないとか、そういうケースが今まで確かにあったはずなので。それでもう一回最終版を確認する会を開くということになってくると、必要であればそれでもいいのしょうけれども、コストの問題も出てきますので。最初の資料の準備というのは

ある程度事務局を信頼してやっていかないといけない部分もあって。どの辺でと、いちいち  
ぶり返すと議論が大変なのですね。そういうのを心配しているので、ある程度のコンセンサ  
スをつくっていただきたいと。

満田委員 一つだけいいですか。委員の皆さんに混乱を呼んでしまったかもしれないので  
すが、私が問題提起したのは、環境レビューのときの資料について問題提起させていただ  
いたということなのです。谷本主査が先ほどご説明になったのは、協力準備調査段階でドラフ  
トファイナルレポートそのものに対する助言ということなので、当然のことながらすべてド  
ラフトだったと思うのです。

環境レビュー段階について先ほど私が申し上げたEIAに関するということのは、環境ガイ  
ドライン上、EIA及びその許可証を環境レビューに先立って公開することになっているので、  
環境レビュー段階ではEIAのファイナルレポートと、当該国の環境当局による許可証なりが  
公開されているのが理論上は公開されている。当該国の環境局の許可証というのも、例えば  
「許可する」と書いてあるところに附帯条件的なものがずらっと書いてあることもありまし  
て、それ自体も有益な一つの情報なのかなということもあるわけです。

おっしゃるとおりRAPについてはドラフトのことが多いのは大前提なのですが、EIAにつ  
いては先ほども申し上げたとおりに、基本的には環境レビュー段階ではあるべきものなのじ  
ゃないかなというのが私が先ほど問題提起をさせていただいた理由です。

河野 先ほどお話ししましたけれども、我々は、あくまでJICAが審査ミッション、環境レ  
ビューミッションを派遣する前にEIAが承認されたものを公開するということだと理解して  
います。もちろん、助言委員会のワーキンググループもしくは全体会合の時点でEIAが承認  
されていればいいのですけれども、必ずしもそうじゃない場合があるということですね。で  
すから、それはそういった形でご理解いただければと思います。

原嶋委員 過去の事例では、環境レビューでもこの文書で間もなく承認されるでしょうと、  
それについて助言なり意見をくださいといったケースがあったと思うのですね。だから、ど  
っちの肩を持つというのではなくて、過去にも確かそういうのがありましたので、その手続  
はちゃんと確認しておいていただいたほうが。満田先生のご意見に従えば、それはもしかし  
たら違反していることになるわけで、それなりの対応が必要になってくるかもしれませんの  
で、念のため確認をお願いします。

日比委員 今の件に限らず、スケジュール的にいろいろな事情があるのかなと思います。  
例えば、以前にも環境レビューへの助言で、助言を確定した委員会の後半でレビュー方針が

出たというケースもあったと思います。あるいは、スケジュール的に非常にタイトなスケジュールで申しわけないけれども、審議してくださいと。それは大変だけれども、まだわかるのですけれども、このプロセスの正当性というか、インテグリティを脅かす可能性のある形でのスケジュール詰め込みというのは避けていただくことが。大概は問題ないのかもしれないですけれども、問題あるかないかという問題よりも、そのプロセスをいかに正当化してやっていくかということが、特に環境レビューに近いプロセスになってくると、重要になってくるのではないかなと思います。ちょっとそういう感覚を持っております。

村山委員長 今日すべて整理するのは難しいと思うので、一度そのプロセスと情報公開、それから、助言委員会のかかわりについて、整理をしていただいて、ご説明いただけますか。その上でまた議論の続きをしたいと思います。

河野 はい。

田中副委員長 満田さんがおっしゃられたことは、このガイドライン上にどこか明記されているのですか。

原嶋委員 12ページの(1)の2ですよね。

満田委員 はい。

田中副委員長 12ページ。3の2の1ですか。

原嶋委員 その下の(1)カテゴリAプロジェクトの中の2番を指していらっしゃると思います。

田中副委員長 これは情報公開の話ですね。

村山委員長 ガイドライン上のプロセスの話と、助言委員会としてどれぐらいの資料が求められるかというのはまた別の論点なので、その点についても事務局のほうで何か方針みたいなものを出していただけると議論しやすいと思います。

作本副委員長 今、原嶋さんが言われた2点目のタイトルを原資料と同一化させてくださいというのは、これはどうしてもほしいところですね。これに何年何月まで入れられればもっとありがたいのですけれども。それによって我々はどの資料を使ったかを特定できるということは、後ろ向きの発言かもしれないけれども、オリジナルの名前のまま入れていただいて、もし可能ならば何月ぐらいまで入れていただけることによって、我々は場合によっては一部責任が軽くなることもあるかもしれないと感じます。

それから、2番も1番とセットだと思いますので、一緒に検討していただければありがたいと思います。

米田委員 今回の点につけ加えて、今回いただいたRAPは確か表紙がなかったと思うのですね。何年何月という時点がわからなくて。実は私はアフリカ開発銀行のほうからRAPを落として、どちらが新しいのかがわからなかったということがあるのでお聞きしたのですけれども。そういうようなこともありましたので、表紙はなるべく入れていただきたいなと思います。

松本委員 ガイドラインの8ページの2の7の助言委員会による助言の項目1ですが、この2行目に「環境レビュー段階及びモニタリング段階で報告を受けて、必要に応じて助言を行うなど」とありまして、私はここにかけられているというのは環境レビュー段階に入っているという理解でいるんですね。従って、それまでにはRAPにせよEIAにせよ、公開されているというさっきの満田さんの考えに基本的に私はのっっている。なので、それは少なくともワーキンググループに出すべきでしょうというのが基本的な考えなので、併せてご検討いただきたい。

原嶋委員 もしそうであれば、会議を設定するタイミングが変わってくる可能性が出てきますよね。

村山委員長 では、そこも含めてご検討いただけますか。

河野 はい。

村山委員長 他、いかがでしょう。日比委員。

日比委員 冒頭若干遅れてきたので、スケジュール確認のところに行かせていただきたいと思います。11月5日を入れていただいたのですが、この日は3名しか先生がいないところから抜けてしまうのは大変申しわけないのですが、出張を予定しておりまして。申しわけないです。

柿岡 承知しました。今のところ11月5日は具体的に案件が決まっていないので、開催決定の際にご相談させていただく可能性もあるかと思いますが、11月5日の都合が悪いとのこと、承知しました。

日比委員 はい、すみません。

村山委員長 他はいかがでしょうか。よろしいですか。

細かい点ですが、先ほど非正規居住者の英訳の話がありましたが、2004年の段階のガイドライン英訳版を見ると「スクォッターズ」となっていました。2010年の段階でどうなったかわかりませんが。確認をしておいたほうがいいかもしれません。

作本副委員長 ありがとうございます。

村山委員長 それでは、他は。もしなければ、次回のスケジュールですね。

柿岡 第30回の全体会合でございますが、11月2日、2時半から、今回と異なりまして、JICA本部で行いますので、よろしく願いいたします。

村山委員長 よろしいですか。

それでは、今日の会合をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午後5時34分閉会